

(C) 水利の爲費用を要するとき、
(D) 傳染病豫防の爲費用を要するとき

(参照)

地方税制限法第二條 北海道府縣其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以内ノ營業收益税附加税ヲ課スルノ外營業收益税ヲ納ムル者ノ營業ニ對シ課税スルコトヲ得ス

一、北海道、府縣 營業收益税 百分ノ四十付

二、其ノ他ノ公共團體 營業收益税 百分ノ六十

營業收益税附加税ノ賦課ニ付テハ營業收益税法第十條第二項ノ規定ニ依ル資本利子税額ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ營業收益税額ト看做ス

同第四條 府縣費ノ全部ヲ市ニ分賦シタル場合ニ於テハ市ハ前三條ノ市税制限ノ外其ノ分賦金額以内ニ限り府縣税制限ニ達スル迄課税スルコトヲ得

同第五條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ第一條乃至第三條ノ制限ヲ超過シ其ノ百分ノ十二以内ニ於テ課税スルコトヲ得

左ニ掲クル場合ニ於テハ特ニ内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ前項ノ制限ヲ超過シテ課税スル

コトヲ得

一、内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケテ起シタル負債ノ元利償還ノ爲費用ヲ要スルトキ

二、非常ノ災害ニ因リ復舊工事ノ爲費用ヲ要スルトキ

三、水利ノ爲費用ヲ要スルトキ

四、傳染病豫防ノ爲費用ヲ要スルトキ

第八章 營業純益金額の申告

第十一條 納税義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ純益金額ヲ政府ニ

申告スヘシ

規 則

第十三條 法人ノ純益金額ハ每事業年度決算確定ノ日若ハ合併ノ日ヨリ十四日内又ハ清算著手ノ日ヨリ二十日内ニ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ但シ所得稅法ニ依ル所得ノ申告書ニ附記シテ之ヲ爲スコトヲ妨グス

第十二條 納税義務アル個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十五日迄ニ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

規 則

第十四條 個人ノ營業ニ付納税義務アル者ハ營業ノ種類、營業場所在地、純益金額及純益算出の基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

本條は營業者の純益金額の申告を爲すべき義務を規定せり、而して本條に該當するものは納税義務ある法人及納税義務ある個人とに區別するものとす。

(一) 法人營業者

營業收益稅の納税義務ある法人は稅法及施行規則第十三條の定むる所に依り每事業年度決算確定の日若は合併の日より十四日內又は清算着手の日より二十日內に之を所轄稅務署に申告すべきものとす。而して法人は所得稅法第二十四條の規定に依り同一の時期に所得の申告を爲すべき規定なるを以て其の申告書に營業純益金額を附記して之を爲すを便宜と爲すべきを

以て施行規則第十三條但書の規定を設けたり。

(二) 個人營業者

納税義務ある個人營業者は施行規則第十四條の規定に依り毎年三月十五日迄に營業の種類、營業場所在地、純益金額及純益算出の基礎を詳記し所轄稅務署に申告すべきものとす。而して稅法第二條の規定に依れば本法施行地に營業場を有し左に掲ぐる營業を爲す個人には營業收益稅を課すと規定せるを以て同條列擧の營業者にして同法第七條及第九條の資格要件に適合せざるものを除くの外は總て本條に依る申告を爲すべきものとす。

個人營業者に於て爲す純益金額の申告に付ては左の諸點に注意を要す。

(一) 純益金額の申告は稅法第六條及第七條の規定に依り計算したる營業純益を毎年三月十五日限り所轄稅務署に申告すること、純益の計算は原則として前年の實蹟に依るべきものなれば毎年一月より三月十五日迄の間に之を爲すべきものとす。

(二) 純益金額の申告は營業場の所在に拘らず、個人の營業收益稅の納税地に關する稅法の規定に依り其の納税地の所轄稅務署に之を爲すべきものとす。

(三) 納税地以外の地に在る營業場に於て爲す營業に付ては其の營業場の所在地の稅務署に營

業収益税の納税地の申告を爲すものとす。之れ當該營業に係る重複課税を避けんとするの趣旨なること。

(四)純益金額の申告は第三種の所得と別個の手續に屬するも營業純益は即ち第三種所得の全部又は一部たるべきものなれば第三種所得の計算及申告との關聯を考慮する必要があるべし。

第九章 純益金額の決定

第十三條 法人ノ純益金額ハ第十一條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ個人ノ純益金額ハ所得税法ノ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後個人ノ純益金額ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル所得調査委員

純益金額
の決定

會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定スルコトヲ得

所得税調査委員會閉會後個人ノ營業ニ付納税義務アルコトヲ申出テ又ハ純益金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定ス

規 則

第十六條 稅務署長營業收益稅法第十三條、第十五條又ハ第二十九條第二項ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

本條は課税標準たる純益金額の決定權及決定の順序を規定せるものなり。從來營業税の課税標準は法人たる個人たることを問はず納税義務者を代表する營業税調査委員會の調査したる所に依り政府之を決定するを原則と爲せりと雖今回の改に依り營業税の課税標準は從來の外形的標準を廢し収益税の實質に適合せしむる爲め其の純益金額を課税標準と爲すを以て自然其の調査決定の方法も所得税の調査に準據するの便宜たるを以て大體に於て所得税の調査決定と其の軌を一にせり。即ち法人に付ては稅法第十一條の申告に依りて決定するを原則とし申告なき

とき又は申告を不相当と認むるときは政府の調査に依りて之を決定し、個人に付ては所得税法の所得調査委員会の調査に依り政府に於て之を決定し以て圓滿に且公平に之が課税を爲すことを期したるなり然れども納税義務者が調査委員会閉會後に於て納税義務あること又は純益金額の増加あることを申告したるときは政府は別に調査委員会の議に附せずして直に其の課税標準を決定するものとす而して納税義務者が申告を爲さざる場合に於て個人の純益金額に付所得調査委員会閉會後其の脱漏あることを發見したるときは翌年の調査委員会の調査に付し決定するものなり本條中政府と稱するは直接税務の執行機關たる税務署長を指稱するものなり税務署長は施行規則第十六條の規定に依り純益金額を決定したるときは之を納税義務者に通知することを要す故に決定處分は決定通知書に付の日に於て完了するものとす。

調査委員会の組織權限等に付ても特に説明を要する點尠なからざるを以て次章に於て之を述べし。

第十章 調査委員会

調査委員

從來營業税課税標準は主として外形的の標準を採用し所得税法の所得金額と全く其の趣きを

異にせるを以て其の調査に付ても別に營業税調査委員会を設置し課税標準の調査は原則として調査委員会の調査する所に依り政府之を決定するものと爲したるなり。然れども今回の改正に依り營業税の課税標準は總て純益金額に依ることと爲せるを以て所得税の調査と併行して調査するの便益なるを以て全く其の調査機關たる營業税調査委員会を廢止し以て所得税調査委員会に於て之を調査することと爲せり左に之を説述すべし。

第十四條 税務署長ハ毎年個人ノ營業ニ付納税義務アリト認ムル者ノ純益金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員会ニ送付スヘシ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 所得税法第五十條乃至第五十二條ノ規定ハ純益金額ノ決議及決定ニ付之ヲ準用ス

(参照)

所得税法

第五十條 調査委員ハ自己及自己ト同一戸籍ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第五十一條 五月三十一日迄ニ所得調査委員會成立セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

所得調査委員會開會ノ日ヨリ第四十六條ノ期間内又ハ五月三十一日迄ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ調査未済ノ所得金額ヲ決定ス

第五十二條 政府ハ所得調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ七日以内ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査期間内ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

本條は稅務署長は毎年個人ノ營業に付納稅義務ありと認むる者ノ純益金額を調査し調査委員會に送付するノ義務あることを規定したるものとす。即ち稅務署長は納稅義務ありと認むるもの、收益金額を調査し調査書を調製し送付するものなり。其ノ調査書には納稅義務者と認むるもの、氏名及純益金額を掲記して送付し、其ノ調査ノ根基を提供すべきものなり。而して調査委員會ノ組織等は總て所得稅法ノ規定に依るものとす。

決定通知

第十一章 決定通知

第十六條 第十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

規 則 (再出)

第十六條 稅務署長營業收益稅法第十三條、第十五條又ハ第二十九條第二項ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

本條は稅務署長が純益金額を決定したる場合之を納稅義務者に通知すべきことを規定せり。而して純益金額ノ決定通知は納稅義務確定ノ基礎を爲すものなり、本條に該當する場合左の如し。

- (イ) 法人ノ申告に基き決定したるとき
- (ロ) 法人ノ申告なきとき又は申告を不相當と認め政府に於て決定したるとき
- (ハ) 個人ノ純益金にして所得調査委員會ノ調査に依り決定したるとき
- (ニ) 同上個人ノ純益金額調査漏發見に依り翌年に於ける所得調査委員會ノ調査に依り決定し

たるとき

- (ホ)所得調査委員會閉會後個人の營業に付納稅義務あることを申出でたるとき
- (ヘ)同上純益金額の増加あることを申出でたるとき
- (ト)五月三十一日迄に所得調査委員會成立せざるに於て決定したるとき
- (チ)所得納稅委員會開會の日より所得稅法第四十六條の期間内に調査結了せざる時
- (リ)所得調査委員會の調査が五月三十一日迄に結了せざる時

救濟方法

第十二章 救濟方法

營業收益稅法第十七條乃至第二十一條に於て課稅標準たる純益金額の決定に對する救濟方法を規定せり蓋納稅の義務は直接に納稅者の財産權に關するものなれば最嚴正に法律を適用することを要するは論を俟たずされば稅法は純益金額の決定に付ては苟も過誤不當なきを期せむが爲獨り稅務署の調査を以て足れりとせず其の諮詢機關として納稅者を代表する所得調査委員會の調査を経ることを規定し以て慎重の調査を爲さしむ然れども多數の納稅者に對し限り有るの人員と經費とを以て之が調査に任ずるものなれば時に不當の決定なきを保すべからず故に稅

法は此の場合の救濟手段として納稅者が稅務署長の決定通知に對して異議あるときは其の上級官廳たる稅務監督局長に對して審査の請求を爲すべく仍其の決定に對して不服あるときは訴願又は行政訴訟を提起し得ることを規定したる所以なりとす又減損更訂處分も亦事實を基礎とする一種の救濟方法たるに外ならず左に之を區別して説明すべし。

第一節 審査請求

審査請求

第十七條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル純益金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得
前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セス

規則

第十七條 營業收益稅法第十七條第一項ノ審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ事由ヲ具シ證憑書

類ヲ添へ純益金額ノ決定ヲ爲シタル稅務署長ヲ經由シ稅務監督局長ニ申出ツヘシ

本條は納稅義務者政府の決定通知したる純益金額に對し異議あるときは其の通知を受けたる日より二十日以内に其の變更又は取消を求むることを得る旨を規定せり元來純益金額は獨り稅務當局者に於て調査するのみならず更に調査委員會の調査を経るものなれば精密公平を期し得べく特に其の計算方法は主として前年の實蹟を基礎とし本年の課稅標準と爲すものなれば納稅義務者の計算と扞格することなかるべしと雖時に或は不當の決定あり納稅義務者に於て政府の通知したる純益金額に對し異議あるときは決定全部の取消を求むることを得ると同時に其の更正に付ても中立つることを得べきものと解すべきなり。

審査の請求は純益金額の決定通知を受けたる日より二十日以内に申出でざるべからず蓋無制限に審査の請求を許すときは課稅標準は何れの日に至るも確定するの期なく國庫の歳入は何時までも不安固の状態に在りて歲計調理上不便なるを以て之に相當期間の制限を附したるものなり而して郵便を以て審査請求書を提出したる場合に於て郵便日數は期間中より除外するや否や稅法上何等の規定なしと雖本條は納稅者に對する救濟手段の規定なるを以て可成之を納稅者の利益に解するを至當とすべし從て郵便日數は本條の期間中より除外するものと解すべきなり。

審査の請求は稅務監督局長に之を爲すべきものなれども其の請求書を提出するには稅務署を經由することを必要とするが故に審査請求の期間は稅務署に提出したる時に依り計算すべきものとす。

審査決定

第二節 審査決定

第十八條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得稅法ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得稅法第五十二條及第六十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

規 則

第十八條 所得稅法施行規則第五十六條ノ規定ハ、純益金額ノ決議ニ付之ヲ準用ス

第十九條 稅務監督局長營業收益稅法第十八條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

(参照)

所得税法

第五十二條 政府ハ所得調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ七月以内ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査期間内ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第六十一條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得審査委員會ハ前條第一項ノ請求ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事實ヲ質問スルコトヲ得

第五十二條ノ規定ハ所得審査委員會ノ決議ニ之ヲ準用ス

所得税法施行規則

第五十六條 審査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

本條は審査の請求ありたるときは所得税法の所得審査委員會の決議を経て政府之を決定する

の原則及其の例外の場合を規定せり審査の請求は稅務監督局長に之れを爲すものなるを以て本條の所謂政府とは稅務監督局長を指稱したるものとす即ち稅務監督局長は審査請求に對しては決定權を有するものなりと雖其の決定に付ては原則として審査委員會の決議に依るものにして審査委員會の決議を不當と認め之を其再調査に付したる場合に於て仍其の決議を不當と認むるとき又は再調査に付したるときより七日以内に調査結了せざるごときのみ稅務監督局長の認むる所に依りて之を決定するものなり。

減損更訂

第三節 減損更訂

第十九條 個人ノ營業ニ付納稅義務アル者純益金額二分ノ一以上減損アルトキハ政府ニ純益金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

純益金額決定後營業繼續ニ因リ純益金額ノ減損シタル場合ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第二十條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ純益金額ヲ查覈シ二分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第二十三條 第十九條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄税金ノ徴收ヲ猶豫スルコトヲ得

規 則

第二十條 營業收益税法第十九條第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求カ手續ニ違背シタルモノナルトキ又ハ稅務署長ニ於テ純益金額二分一以上ノ減損ナシト認メタルトキハ之ヲ却下スヘシ

第二十一條 稅務署長營業收益税法第二十條ノ規定ニヨリ純益金額ヲ更訂シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

營業收益税は前年に於ける營業の事實に基き計算するを原則と爲すが故に假令本年に於ける營業の狀況が前年に比し盛衰あるも之が爲に純益金額を増減すべき理由なきものゝ如しと雖元來營業收益税を前年の事實に依るものと爲したるは取扱上の便宜に過ぎずして前年の事實に對

し本年之に賦課すると謂ふに非ず畢竟前年分を標準として本年の事實に賦課せんとするものなるが故に其の業況著しく衰頽せるものに對し尙前年の狀況を基礎とせる稅額を徴收するは獨り納稅者の苦痛とする處なるのみならず税法の精神に反するを以て一定の制限内に減額したる場合於ては更訂處分を爲し以て課稅の公平を期したり。

本條の規定も亦納稅者の苦痛を緩和せんとするの救濟手段に外ならず、故に其の減損更訂の確定する迄税金の徴收を猶豫するの規定を設けて其の救濟を現實に適合せしめんことを期せり。

第四節 訴願及行政訴訟

第二十一條 納稅義務者第十八條ノ決定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服

アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

本條は審査決定に對し不服あるとき又は減損更訂處分に對し不服あるときは訴願又は行政訴訟を提起することを得る旨を規定せり元來租稅の賦課に關する處分を不當なりとし又は之を違法なりと認むるときは訴願法又は行政裁判に關する特別法の規定に依り訴願又は行政訴訟を提

起することを得るものなりと雖純益金の決定通知は賦課の前提にして此の決定通知なる行政處分に依り納稅義務の範圍を確定するものなるを以て現實の賦課處分を待たずして先づ其の課稅標準の決定に付て救濟の方法を講ずるの必要あり即ち本法に於て特別の規定を設け課稅標準の決定に對し異議あるときは先づ審査の請求を爲し仍其の決定に對し不服あるときは訴願又は行政訴訟を提起することを得せしむ。

訴願及行政訴訟の提起に關する手續に付ては訴願法又は行政裁判法の規定に依るべく訴願に付ては審査決定を爲したる稅務監督局長の上級官廳たる大藏大臣に之を提起し行政訴訟は直に行政裁判所に提起すべきものとす。

訴願又は行政訴訟に對する調査は必ずしも稅務署長又は稅務監督局長の決定資料のみに拘束せらるべきものに非らず廣く其の事實に付き審理を遂げ納稅義務者の申立の適否を調査して原決定を取消すべきものは之を取消し變更すべきものは之を變更すること元より當然なりとす然れども訴願の裁決又は行政訴訟の判決を以て原決定より多額に決定し得べきや否やは疑ある所にして法文上何等の規定なく從て増額の裁決又は判決を爲すは理論上正當なるべしと雖其の結果は救濟の目的に反するに至るべきを以て増額變更は之を爲さざるを本條の精神に適合するものと解すべきなり。

(關係法令)

○訴願法(摘録)明治二十二年十月九日法律第百五號

第一條 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ掲クル事件ニ付之ヲ提起スルコトヲ得

- 一 租稅及手数料ノ賦課ニ關スル事件
- 二 租稅滯納處分ニ關スル事件
- 三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
- 四 水利及土木ニ關スル事件
- 五 土地ノ官民有區分ニ關スル事件
- 六 地方警察ニ關スル事件

其ノ他法律勅令ニ於テ訴願ヲ許シタル事件

第二條 訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シ直接上級行政廳ニ提起スヘシ

訴願ノ裁決ヲ受ケタル後更ニ上級行政廳ニ訴願スルトキハ其ノ裁決ヲ爲シタル行政廳ヲ經

由スヘシ(三項略之)

第五條 訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ

訴願書ノ侮辱誹毀ニ涉ルモノハ之ヲ受理セス

第六條 訴願書ハ其不服ノ要點理由要求及訴願人ノ身分職業住所年齢ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ

訴願書ニハ證據書類ヲ添ヘ竝ニ下級行政廳ノ裁決ヲ經タルモノハ其ノ裁決書ヲ添フヘシ

第七條 多數ノ人員共同シテ訴願セントスルトキハ其訴願書ニ各訴願人ノ身分職業住所年齢ヲ記載シ署名捺印シ其内ヨリ三名以下ノ總代人ヲ選ヒ之ニ委任シ總代委任ノ正當ナルコトヲ證明スヘシ

第八條 行政處分ヲ受ケタル後六十日ヲ經過シタルトキハ其處分ニ對シ訴願スルコトヲ得ス
行政廳ノ裁決ヲ經タル訴願ニシテ其裁決ヲ受ケタル後三十日ヲ經過シタルモルハ更ニ上級行政廳ニ訴願スルコトヲ得

行政廳ニ於テ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍ホ之ヲ處理スルコトヲ得

第九條 法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背スルモノナルトキハ之ヲ却下ス

其訴願書ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ期限ヲ指定シテ還付スヘシ

第十條 訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ差出スコトヲ得郵便遞送ノ日數ハ第八條ノ訴願期限内ニ之ヲ算入セス

第十一條 第二條第一項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取リタル日ヨリ十日以内ニ辯明書及必要文書ヲ添ヘ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

第二條第二項ノ場合ニ於テハ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取リタル日ヨリ三日以内ニ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

第二條第三項ノ場合ニ於テ訴願書ヲ發送スルトキ亦前二項ノ例ニ依ルヘシ

第十四條 訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其理由ヲ付スヘシ訴願ヲ却下スルトキ亦同シ

第十五條 訴願ノ裁決書ハ其ノ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ訴願人ニ交付スヘシ訴願書ヲ却下スルトキ亦同シ

第十六條 上級行政廳ニ於テ爲シタル裁決ハ下級行政廳ヲ羈束ス

(下略)

○行政廳ノ違法處分ニ關スル行政裁判ノ件

明治二十三年十月九日法律第百六號

法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ掲クル事件ニ付行政廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ毀損セラレタリトスルモノハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

- 一 海關稅ヲ除ク外租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件
- 二 租稅滯納處分ニ關スル事件
- 三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
- 四 水利及土木ニ關スル事件
- 五 土地ノ官民有區分ノ査定ニ關スル事件

○行政裁決所法(摘録)明治二十三年六月二十八日法律第四十八號

第二章 行政裁決所權限

第十七條 行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規定アルモノヲ除ク外地方上級行政廳ニ訴願シ其裁決ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ提起スルコトヲ得ス

第三章 行政訴訟手續

第二十二條 行政訴訟ハ行政廳ニ於テ處分書若クハ裁決書ヲ交付シ又ハ告知シタル日ヨリ六十日以内ニ提起スヘシ六十日ヲ經過シタルトキハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得ス但シ法律勅令ニ特別ノ規程アルモノハ此限リニアラス

訴訟提起ノ日限其他法律ニ依リ行政裁判所ノ指定スル日限ノ計算竝ニ災害事變ノ爲メ遷延シタリ期限ニ關シテハ民事訴訟ノ規程ヲ適用ス

第二十四條 行政訴訟ハ文書ヲ以テ行政裁判所ニ提起スヘシ

法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名ヲ以テ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十五條 訴狀ニハ左ノ事項ヲ記載シ原告署名捺印スヘシ

- 一 原告ノ身分、職業、住所、年齢
- 二 被告ノ行政廳又ハ其他ノ被告
- 三 要求ノ事件及理由

四 立證

五 年月日

訴狀ニハ原告ノ經歷シタル訴願書裁決書並ニ證據書類ヲ添フヘシ

第二十六條 訴狀ニハ被告ニ送付スル爲ニ必要文書ノ副本ヲ添フヘシ
(下略)

第十三章 納 期

納期

第二十二條 法人ノ營業收益稅ハ事業年度毎ニ之ヲ徵收ス

個人ノ營業收益稅ハ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 其ノ年八月一日ヨリ三十一日限

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

本條は營業收益稅を徵收すべき時期を規定せり營業收益稅は法人は事業年度毎に純益金額を

定期納期

決定するものにして從て徵收も亦事業年毎に之を爲すものなり。個人は毎年一定の時期に於て所謂調査委員會の調査に依り政府之を決定す而して徵收の時期も亦定期に徵收するものなり。

第一節 定期納期

個人の營業收益稅は純益金額に相當する稅額を二分し第一期は其ノ年八月一日ヨリ三十一日限第二期は其ノ年十一月一日ヨリ三十日限に納付するを原則と爲すものにして審査を請求し又は訴願を提起したる場合と雖政府は其の徵收を猶豫せず而して本條の規定は國家財政上收支の調節を計ると共に一面に於ては納稅者の利益の爲めに各納期に於て其ノ年稅額の二分の一宛を納付すべきことを命じ以て納稅上の苦痛を避けしむるの趣旨に出でたるものなり故に第一期分の納付額が六箇月分に相當するの意に非ず審査訴願又は時に徵收上の過誤に依り過納を生ずるときは既納稅金中過納額を還付すべきこと當然なり而して此の場合に於ける便宜の方法として國稅徵收法第四條の五に於て同年の地租、營業稅、所得稅等にして稅金過納なるときは爾後の納期に徵收すべき同一稅目の稅金に充つることを得るの規定あり。

營業收益税各納期分納額の計算に付一錢未満の端數を生じたるときは明治四十年法律第三十
一號第二條の規定に依り其の端數は最初の納期の分納額に合算すべきものとす左に各種の場合
を例示すべし。

(例示)

(イ) 税額二十五圓八十五錢爾後異動なき場合

第一期分 一一、九三〇厘

第二期分 一一、九二〇厘

(ロ) 税額二十五圓八十五錢第一期納付後審査決定に依り税額二十二圓六十二錢に変更したる場

合

第一期分 一一、九三〇厘 既に納付済

第二期分 九、六九〇厘 第一期分の過納額を第二期分に充當す

(ハ) 税額二十五圓八十五錢第一期納付後審査決定に依り税額二十六圓五十五錢に変更したる場

合

第一期分 一一、九三〇厘 既に納付済

第二期分 一三、二七〇厘 第二期分
更正税額に依り算出したる第一期分十三圓二十八錢と納付済に係る第一期分十二圓九十三錢
との差額三十五錢は随時に徴收すべきものとす。

第二節 随時納期

法人の營業收益税は各事業年度毎に之を徴收するを以て随時に納期を指定して徴收するもの
とす。

第十四章 納税地

第二十四條 個人營業收益税ハ納税義務者ノ住所地、住所ナキトキハ主
タル營業場ノ所在地ヲ以テ納税地トス但シ第三種ノ所得ニ付所得税
ヲ納ムル者ニ在リテハ所得税ノ納税地ヲ以テ營業收益税ノ納税地ト

規則

第二十二條 納稅義務者納稅地ノ稅務署所轄外ニ營業場ヲ有スルトキハ其ノ營業場所在地ノ稅務署ニ納稅地ヲ申告スベシ

第二十三條 納稅義務者納稅地ヲ變更スルトキハ其ノ旨新納稅地ノ稅務署ニ申告スベシ

本條は個人營業者の營業收益稅納稅地を規定せるものなり。何れの租稅に於ても納稅義務を有する以上は其の納稅に關する一切の事項を處理すべき場所を有するは納稅義務者に於ても亦稅務官廳に於ても最も必要なりとす、而して從來の營業稅法に於ては各營業場毎に課稅するを原則と爲せるを以て納稅地も亦營業行爲の中心たる店舗其の他の營業場の所在地を以て納稅地と爲せりと雖今回改正せられたる營業收益稅法に於ては營業の收益に對し直接に課稅するを以て所得稅法に依る第三種の所得と稍其櫃を一にするに至れり故に其の納稅地も亦原則として納稅義務者の住所地を以て納稅地と爲し住所なきときに於ては主たる營業場の所在地を以て納稅地と爲すことに更正せられたり。尙本條但書に於て第三種の所得に付所得稅を納むるものに在

りては所得稅の納稅地を以て營業收益稅の納稅地と爲せるも亦此の趣旨に外ならず、而して納稅地を納稅義務者の住所主義と爲せる以上納稅義務者が納稅地の稅務署所轄外に營業場を有するときは其の營業場所在地の稅務署に納稅地の申告を爲して重複課稅等の誤なからしむるの必要あり、是施行規則第二十二條の規定ある所以なり。

納稅義務者が住所地又は營業場に變更せる等の爲め納稅地の變更を爲したるときは其の旨新納稅地の稅務署に申告を要す、是施行規則第二十三條の規定せる所なり。

第十五章 營業に關する權限及義務

第一節 收稅官吏検査質問の權限

第二十五條 收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ又ハ營業者ニ質問スルコトヲ得

規則

第二十四條 收稅官吏營業收益稅法第二十五條ノ規定ニ依リ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査ス

ルトキハ検査章ヲ携帯スヘシ

(参照)

大藏省令第三十五號(大正十五年九月九日)

營業收益税法施行規則第二十四條ノ規定ニ依リ收税官吏ノ携帯スベキ検査章書式左ノ通定ム
書式用紙原質白紙(縦二寸五分) 横一寸五分)

第何號	何稅務署
檢 查 章	官 氏 名
<small>稅務署印</small>	

本條は營業收益稅の調査に關し收税官吏の有する職權を規定したるものなり即ち收税官吏は調査上必要に應じ帳簿物件を檢査し又は營業者に質問することを得るものとす而して其の檢査及質問の方法に付ては法律上何等の規定なきを以て適宜の方法を採ることを得るが如しと雖營業者は其帳簿及物件を營業場外に持出すの義務を有せざるが故に稅務官吏は帳簿物件の檢査を爲すには營業場に臨檢して檢査するを可とすべし又其の質問に付ては口頭又は書面に依るべき

ものなり而して其の檢査又は質問を爲すべき時期は通例日出より日没迄の間に爲すべきものなれども營業時間中は日没後之を爲すも不可なかるべし。收税官吏帳簿及物件の檢査を爲すに當りては稅務署の交付したる検査章を携帯し之を營業者に示すべきものとす故に營業者は検査章を携帯せざる收税官吏に對しては帳簿物件の檢査を拒絶することを得るも之を携帯する官吏に對しては營業時間中之を拒むことを得ず或は本條の規定は單は收税官吏に對し檢査又は質問の權限を附與したるに止まり納稅義務者に對して積極的に其の義務を命じたるものに非ず從て營業者は必ずしも之に應ずるの義務を有せずとの説を爲すものありと雖此の場合に於ける收税官吏の權限は即ち納稅義務者の義務にして、特別の規定なき限り此の説の採るに足らざること論を俟たず故に營業者は收税官吏の要求に應じ帳簿物件の檢査を受くべく其の質問に對しては誠實に答辯を爲すべきなり而して收税官吏も亦可成營業の妨害と爲らざる場所と時間とを選びて檢査及質問を爲すべきを穩當とす。

元來營業收益稅は申告稅の性質を有するものにして課稅標準の調査及決定は總て其の基礎を納稅義務者の誠實なる申告に俟つを原則と爲す然れども單に之を其の申告のみに放任するときには時に不誠實の申告を爲す者なきに非ざるを以て收税官吏は絶えず營業者の状態を調査し以て

甲乙課税の衡平を保たしむるの必要あり然らざれば誠實なる納税者は常に正當なる賦課を受くるに反し不誠實なる納税者は常に自己の利益を貪はるに至り租税公正の原則に反するに至るべし是本條の規定を設けたる所以なりとす。

第二節 同業組合に對する諮問權及調書提出の義務

第二十六條 政府ハ同業組合其ノ他ノ營業者ノ團體ニ對シ營業收益税ニ關スル事項ヲ諮問スルコトヲ得

前項ノ諮問ヲ受ケタル團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調書ヲ提出スヘシ

規則

第十五條 稅務署長ハ所轄内ニ事務所ヲ有スル同業組合其ノ他ノ營業者ノ團體ニ對シ其ノ團體ニ屬スル各營業者ノ純益金額ノ見込額又ハ順位ヲ諮問スルコトヲ得

前項ノ諮問ヲ受ケタル團體ハ諮問事項ニ對スル調書ヲ作成シ稅務署長ノ指定スル期限迄ニ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

本條は營業收益税の調査に關し同業組合其の他の團體に對し諮問することを得べき政府の權限及之に對し同業組合其の他の團體の調書提出の義務あることを規定したるものなり。蓋し營業收益税の調査は其の營業の種類饒多なるのみならず同一業體に於ても各納税者の負擔能力の權衡を査覈することは頗る困難とする所にして到底稅務官廳の限りある經費と人員とを以てしては其の完璧を期し難く自然各自の納税額に不公平を來すの結果を生ずるを以て同業者の助成を強要せるものなり。

同業組合には重要物産同業組合、輸出組合等法規上公認せられたるものは勿論其の公認せられざるものと雖團體組織に依りて成立せるもの一切を指稱するものと解すべし。

第十六章 脱税の防止

第二十七條 所得稅法第七十三條ノ二ノ規定ハ純益金額ノ計算ニ付之ヲ

準用ス

脱税防止

參 照 所得稅法

第七十三條ノ二 同族會社ノ行爲又ハ計算ニシテ其ノ所得又ハ株主社員若ハ之ト親族、使用人等特殊ノ關係アル者ノ所得ニ付所得税連脱ノ目的アリト認メタルモノアル場合ニ於テハ其ノ行爲又ハ計算ニ拘テス政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ此等ノ者ノ所得金額ヲ計算スルコトヲ得

第二十一條ノ二第二項

本法ニ於テ同族會社ト稱スル株主又ハ社員ノ一人及之ト親族、使用人等特殊ノ關係アル者ノ株式金額又ハ出資金額ノ合計カ其ノ法人ノ株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一以上ニ相當スル法人ヲ謂フ

所謂税法上同族會社に對しては脱税防止の趣旨を以て特別計算の規定を設けたるものあり、而して營業收益税法上に於ても所得税法と同一の事由を以て本條を設けたり、即ち本規定は法人又は個人の純益金額の計算に關する正當法の例外規定にして即ち之に因りて所謂同族會社に相當する法人又は其の株主若は社員等の納税上の非違を防止し、其の敢て之を爲す者に付ては當該會社の行爲又は計算に拘らず稅務署長の見る所を以てして適當なる課税を爲すことを得せしめたり。而して其の如何なる行爲又は計算を以て之に抵觸するものと爲すか惟ふに此の問題

は各種實在の事項に付て適當なる判斷を下すの外なきも、苟も其の營業收益税の連脱を目的とする同族會社の各種の行爲又は計算例へば會社と株主又は社員等との間に於ける通謀的行爲、收入の隱蔽又は不當支出に相當する諸計算等と解すべきなり。

第十七章 罰 則

罰則

第二十八條 第二十五條ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ検査ヲ妨ケ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿ヲ提示シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は納稅義務者をして誠實なる帳簿の記載を爲さしめ稅務官廳の調査上公平を期せしめ營業者の盛衰消長を明にし之に適應したる課税を爲し以て其の公平を保たしめんとする趣旨なりとす而して本條の規定に依り處罰する場合は左の如し。

(イ)帳簿物件の検査を妨げたること

税法第二十五條の規定に依り收稅官吏は調査上必要あるときは營業に關する帳簿物件を検査することを得るものなれば納稅義務者は何時たりとも其の要求に應じて検査に便せしむるの義務あり然るに妄りに之に應ぜざるは即ち不正の行爲あるものと看做さざるを得ざるべし。

(ロ)虚偽の記載を爲したる帳簿を提出したる者

帳簿を備ふるも之に事實を偽りて記載したる者検査に際して偽帳を提示し收税官吏の検査を誤らしめたるものにして本號の犯罪も亦故意に爲したることを要件と爲すも必ずしも脱税の意思を要するものに非ず過失に因るもの、外總て之を包含するものとす。

以上の事實ある者に對しては百圓以下の罰金を科するものとす。

第二十九條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ營業收益税ヲ逋脱シタル者ハ

其ノ逋脱シタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ個人ノ營業ニ付營業收益税ヲ逋脱シタル者ノ純益金額ハ第十三條第二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス

本條は税金を逋脱したる場合の制裁に關する規定なりとす論者或は營業收益税法は納稅義務者が申告すると否と又は其の申告が相當なると否とに拘らず政府は自ら其の純益金額を調査

して決定する權能を有するものなれば實際上納稅者に於て逋脱する場合は存するものに非ずと爲すものあり素より納稅義務者が惡意なく單に申告の義務を怠りたりと云ふのみにては未だ直ちに税金逋脱の犯罪行爲ありと云ふを得ず本條犯罪の成立には詐偽其の他不正の行爲に依り税金を逋脱せしめたることを要するものなれば脱税の意志を以て例へば課稅物件を隱匿し又は收稅官吏の調査に際して殊更に虚偽の申立を爲し其の結果不當に稅額の減少を來したる場合の如きを謂ふなり然れども本條但書に於て規定せる處に依れば税金逋脱者に於て自首するとき又は稅務署長に申出でたるときは單に税金のみを追徴して其の罪は之を罰せざるものとす而して犯罪に付ては司法裁判所の管轄する處なるを以て自首は所轄司法裁判所或は犯罪搜索の權能を有する所の警察署に之を爲すべきものにして稅務署長に申出たるとき自首と同一の效力を生ずることを規定せるものは全く税法上の特例なりとす、本條に依り納稅者が脱税金高三倍の罰金又は科料に處せられたる場合に於ては税金は別途追徴するは勿論なりとす。

第三十條 營業收益税ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル秘密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタ

ルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は營業收益税の調査又は審査の事項に關する秘密漏洩に對する制裁を規定したるものなり蓋し營業收益税の調査又は審査に當りては或は帳簿物件の調査を爲し或は納稅義務者に質問する等各營業の状態を明かにし周到なる調査に依り始めて負擔の公平賦課の均一を期することを得べしされば其の調査又は審査に従事し又は従事したる者は勢ひ各人金錢上其他營業上の秘密を窺知するものなるが故に其の秘密を嚴守せしむるにあらざれば各營業者は安して營業を爲すを得ずされば勢ひ純益金の申告又は其の質問に對し誠實なる答辯を與ふることを避け帳簿物件の検査を嫌忌するに至るべし是則ち新に本條の規定を設けたる所以なりとす其の調査又は審査に従事する者とは常時と臨時とを問はず又は官吏たるを否とを問はず苟も調査又は審査に従事して其の事項を知得し得る者を謂ふ所謂秘密を他に漏洩したることは納稅義務者にも非ず又調査又は審査に干與したる者にも非ざる第三者に對して漏洩したるを謂ふものにして純益金の決定を受けたる者に對し自己の營業の内容を知らしむるが如きは之に該當するものに非ずと解すべし。

第三十一條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十

九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ此限ニアラス

營業收益税法中の罰則は普通刑法に對し特別刑法の位置を占むるものにして之を別段の規定を設けざれば普通刑法の總則は總て適用せらるべきものなりと雖租稅犯に對して國家が處罰の規定を設けたる所以は普通の犯罪に對する處罰の目的の外に國家の收入の安固を期するに在るを以て犯罪者の主觀的事情を斟酌せざる必要あるが故に普通刑法の適用を制限することあり即ち本條は租稅犯の性質上刑法總則の適用を制限し刑法上の犯罪無能力者たる心神喪失者、心神耗弱者、瘖啞者、十四歳未満の者に對する刑の減免及法律の不知、從犯又は情狀酌量に依る刑の減輕の規定を排除し又二個以上の罰金刑は之を併科すべき旨を規定せるものなり。而して其他刑法總則の規定は總て適用を受くべきものなるは言を俟たざる所なるを以て無意犯の如きは自然犯罪不成立となるべきものなり。

(參照)

刑法(明治四十年法律第四十五號)

第二十八條、罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セス但法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラ

ス

罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ處斷スルコトヲ得ス
法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコト
ヲ得

第三十九條 心身喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

第四十條 瘖啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

第四十一條 十四歳ニ滿タサル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

第四十八條 罰金ト其ノ刑トヲ之ヲ併科ス但第四十六條第一項ノ場合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス

第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

第六十六條 犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

附則

第十八章 附 則

本法ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

法人ノ大正十六年一月一日以後ニ終了スル事業年度ノ期間カ大正十五年ニ跨ルモノニ付テハ當該事業年度ノ純益金額ヨリ日割計算ノ方法ニ依リテ算出シタル大正十五年ニ屬スル期間ノ純益ヲ控除ス

施行 附 則

本令ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

法人ノ大正十六年一月一日以後ニ終了スル事業年度ノ期間カ大正十五年ニ跨ルモノニ就テハ當該事業年度ノ營業收益稅額ヨリ控除スヘキ地租額又ハ資本利子稅額ハ當該事業年度ノ總日數ニ對スル大正十六年ニ屬スル日數ノ割合ヲ其ノ納付シタル地租額又ハ資本利子稅額ニ乘シ之ヲ計算ス

資本利子税法要覽

目次

第一章 緒論	一頁
第二章 資本利子税の意義	二
第三章 納税義務者(税法第一條)	三
第四章 課税の範圍(税法第二條、第五條、規則第七條)	五
第五章 資本利子額の計算及税率(税法第三條、第四條、第六條、規則第一條、第二條)	八
第六章 乙種の資本利子金額の申告(税法第七條、規則第三條)	二二
第七章 乙種の資本利子金額の調査及決定(税法第八條、第九條、第十條、第十一條、規則第四條)	二三
第八章 乙種の資本利子金額に對する審査及訴願訴訟(税法第十二條、第十	

三條、第十四條、規則第五條、第六條)	二四
第九章 税金の徴收及納期(税法第十五條、第十六條、規則第八條、細則 第一條乃至第三條)	二六
第十章 納税地(税法第十七條)	二四
第十一章 收税官吏の權限(税法第十八條)	二五
第十二章 罰則(税法第十九條、第二十條、第二十一條)	二五
第十三章 附加税の禁止(税法第二十二條)	二七
附 則	二七
法 文	
資本利子税法(大正十五年三月二十七日法律第十二號)	二六
資本利子税法施行規則(大正十五年三月三十一日勅令第三十一號)	三三
資本利子税法施行細則(大正十五年四月一日大藏省令第十六號)	三四

資本利子税法要覽

帝國財經通信社調査部編

第一章 緒 論

資本利子税は政府多年の抱負を實現せる税制の根本的整理に依て今回創設せられたるものなり。顧ふに文明の開發に伴ひ資産の證券化するは自然の趨勢にして、本邦の租税制度上所得税に對し補充的に地租及營業收益税を保持する以上は理論上並實際上に於て資本利子税の必要なるは論を俟たざる所なり。而して本税の負擔は主として資産階級に歸屬すべきものなるを以て所謂社會政策の高調せらるゝ今日に於ては其の設定は時勢の要求に適するものと謂ふことを得べし。

資本利子税は所謂貸付資本の利子に課税せむとするものなり、而して貸付資本の利子は即ち一種の不勞所得なるが故に其の擔税力は他の企業所得又は勤勞所得に比して強大なり、故に其

の税率の如きも地租又は營業收益税に比して未だ輕きに失するの嫌なきにあらず、而して又其の課税範圍も所謂貸付資本利子の一般的なるもののみを選定し其の他を課税の外に置きたるは固より不充分なるを免かれざるも元來資本利子税の施行に付ては其の金融界に及ぼす影響を慮る必要あり、即ち新税として之を設定するの當初に於ては蓋し止むを得ざるの趨勢なり、要は漸を追て其の改善を期すべきなり。

第二章 資本利子税の意義

資本利子税は土地其の他の不動産資本及營業以外は一切の貸付資本並貸付資本と觀らるゝもの即ち公債社債の如きより生ずる收益を目的として之に課税するものなり、故に其の貸付利子を課税の目的とするに看て之を貸付利子税と謂ひ、或は時に資本其のものを標準として利子税を算定するの課税方法に依るものに付ては單に之を資本税と稱することあり。

資本利子税は土地の收益に地租を課し、營業の收益に營業收益税を課すると同様なる理由に依り所得の源泉に於ける補充的課税と資本所得に對し比較的重課を期するの必要より完全なる收益税制度に於て到底缺くべからざる收益税の一種なり。

資本利子税に付ては可否の論議區々たり、即ち

- (一)金融を阻害し而して其の納税負擔は畢竟するに債務者に歸着すべきこと
- (二)資本利子税の課税物件中には經濟交通の中途に於て相當の交通税を課せらるゝものあること

(三)正確なる課税の困難に伴ふ賦課の不公平を免かれざること

等考慮を要すべきものあるも之が爲めに資本利子税の全般的必要と意義とを減却することを得ず。

資本利子税と第二種所得税は其の課税物件の同一なるものを存し課税方法亦同一なるものあるが爲に彼是混淆の嫌ありと雖其の性質全く異なるものにして即ち資本利子税は資本の利子を目的とする收益税にして第二種所得税は所得に對する所得税の一般的課税として賦課するものなるが故に全く其の課税根據を異にするものなり。

第三章 納税義務者

第一條 本法施行地ニ於テ資本利子ノ支拂ヲ受クル者ニハ本法ニヨリ資

本利子税ヲ課ス

本條は資本利子税の納税義務を有する者の範圍を規定せり。即ち資本利子税の納税義務要件は本法施行地に於て資本利子の支拂を受くる者たることを要す、本法の施行地は朝鮮、臺灣、樺太を除く帝國の領土内なり、故に税法施行地に於て支拂を受くる資本利子に付ては其の所得者の身分、國籍、住居所の如何を問はず、總ての資本利子に課税す、之に反して税法施行地外に於て其の支拂を受くるものに付ては假令其の所得者が内地居住者なるときと雖課税すべきものにあらず、但し所得税法其の他の法律に依り第二種所得税を課せられざる者即ち左記の者の支拂を受くる甲種の資本利子に付ては課税の範圍外とす。

- 一、北海道府縣市町村其の他の命令を以て指定する公共團體
- 二、神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條の規定に依り設定したる法人
- 三、産業組合、産業組合中央金庫
- 四、漁業組合及漁業組合聯合會
- 五、農業倉庫業者

第四章 課税の範圍

第二條 資本利子税ハ本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル左ノ資本利子ニ付之ヲ賦課ス

- 甲種 公債、社債、産業債券若ハ銀行預金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益
乙種 第三種ノ所得ニ付納税義務ヲ有スルモノノ第三種ノ所得中營業ニ非サル貸金又ハ預金ノ利子

本法ニ於テ貸付信託ト稱スルハ所得税法第三條ノ三ニ規定スル貸付信託ヲ謂フ

(参照)

所得税法第三條ノ三

本法ニ於テ貸付信託ト稱スルハ信託會社ノ引受ケタル金銭信託ニシテ信託財産ノ運用方法ヲ預入又ハ貸付ノミニ限定シタルモノヲ謂フ

本條は資本利子税を課すべき課税の範圍を規定せり、左に之を分説すべし。

(一) 甲種

(一) 公債 内國債と外國債とを區別せず又國債と地方債其の何れに屬するを問はず總て包含するものとす、國債の利子に付ては所得税に付ては特別法を以て不課税と爲り居るも資本利子税に付ては何等の制限なきを以て課税の範圍内とす。

(二) 社債 商法其の他の法律に依り社債券を發行して之を爲す債務を謂ふものなり、但し貯蓄債券又は復興貯蓄債券の利子に對しては資本利子税を課せず(第五條參照)

(三) 産業債券 産業組合中央金庫に於て發行する産業組合上の債券を謂ふものなり。

(四) 銀行預金 總ての銀行預金を包含するものとす。

(五) 貸付信託 所得税法第三條の三に規定する貸付信託を指稱するものなり。

(二) 乙種

(一) 第三種の所得に付き納税義務ある者の所得するものに限るものにして

(二) 其の所得中の營業に非ざる貸金又は預金(銀行預金に屬せざる他の各種の預金)の利子

第五條 甲種ノ資本利子ニシテ左ニ掲クルモノニハ資本利子税ヲ課セス

一 所得税法其ノ他ノ法律ニヨリ第二種所得税ヲ課セラレサルモノノ

支拂ヲ受クル利子

二 貯蓄債券又ハ復興貯蓄債券ノ利子

施行規則

第七條 資本利子税法第五條第一號ノ規定ニ依リ資本利子税ヲ課セラレサル者無記名ノ公債、社債又ハ産業債券ヲ取得シ、讓渡シ又ハ喪失シタルトキハ其ノ名稱、額面金額、記號及番號ヲ利子支拂ノ取扱所ニ通知スヘシ但シ所得税法施行規則第六十四條ノ規定ニ依リ通知ヲ爲シタルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

本條は資本利子と認むべきものにして本税を課税せざるものを規定せり、即ち課税外となすものは左に該當するものとす。

(一) 所得税法其の他の法律により第二種所得税を課せられざるものの支拂を受くる利子

前章にも掲載せる處にして所得税法其の他の法律に依り第二種所得税を課せざるものは左の

如し。

- 一、北海道府縣市町村其他命令を以て指定する公共團體(所得税法第十七條)
 - 二、神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條の規定に依り設定したる法人(同上)
 - 三、産業組合、産業組合中央金庫(産業組合法第六條、産業組合中央金庫法第八條)
 - 四、漁業組合及漁業組合聯合會(漁業法第四十五條)
 - 五、住宅組合(住宅組合法第十六條)
 - 六、輸出組合(輸出組合法第三十三條)
 - 七、重要輸出品工業組合(重要輸出品工業組合法第三十八條)
 - 八、農業倉庫業者(農業倉庫法第十四條)
- (二)貯蓄債券又は復興貯蓄債券の利子
貯蓄債券法又は復興貯蓄債券法に依り發行するものなり。

第五章 資本利子額の計算及稅率

計算及稅率

第三條 甲種ノ資本利子ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

第四條 乙種ノ資本利子ハ前年中ノ收入金額ニ依ル

被相續人ノ收入金額モ之ヲ相續人ノ收入金額ト看做ス

第六條 資本利子稅ノ稅率ハ資本利子金額百分ノ二トス

信託會社カ其ノ引受タル貸付信託ノ信託財產ニ付納付シタル資本利子
稅額ハ命令ノ定ムル所ニヨリ當該貸付信託ノ利益ニ對スル資本利子稅
額ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ控除スヘキ資本利子稅ハ其ノ貸付信託ノ利益ニ之ヲ
加算ス

施行規則

第一條 資本利子稅法第六條第二項ノ規定ニ依リ貸付信託ノ利益ニ對スル資本利子稅額ヨリ控
除スヘキ資本利子稅額ハ信託會社ニ於テ貸付信託ノ利益ニ對スル資本利子稅徵收ノ際之ヲ控
除スヘシ

第二條 稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル信託會社ニ對シ其ノ計算ヲ證明スヘキ書類又ハ帳簿ノ呈示又ハ提出ヲ命スルコトヲ得

稅法第三條及第四條に於て資本利子額の計算に關する事項を規定し第六條に於て稅率並に稅額算出の事項に付規定せり、左に之を類說すべし。

一、資本利子額の計算 資本利子税を課すべき標準即ち資本利子額は左の方法に依りて之を計算するものとす。

(一)甲種の資本利子 其の支拂を受くべき金額即ち利子の全額に依るものとす。

(二)乙種の資本利子 前年中の取入金額に依る但し被相續人の收入金額は之を相續人の收入金額と看做すべきものとす。

二、稅率 資本利子税の稅率は甲種、乙種共に資本利子金額の百分の二とす。即ち利子金額百圓に付金貳圓の割合とす。

三、貸付信託の利益に對する資本利子税額 貸付信託の利益に對する資本利子税に付ては、信託會社が其の引受に依る貸付信託の財産に付納付したる資本利子税額を當該貸付信託の利益に對する資本利子税額より控除するものなり。是れ其の利益の源泉に於ける資本利子税との

申告

重複課税を排除せむとするものなり、而して此の場合に於ては控除すべき資本利子税は、其の貸付信託の利益に之を加算すべきものなり。

而して右の控除すべき税額は信託會社に於て貸付信託の利益に對する資本利子税徴收の際之を控除するものとす。(規則第一條)

第六章 乙種の資本利子金額の申告

第七條 乙種ノ資本利子ニ付納稅義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニヨリ毎年三月十五日迄ニ其ノ資本利子金額ヲ政府ニ申告スヘシ

施行規則

第三條 乙種ノ資本利子ニ付納稅義務アル者ハ資本利子ノ金額及算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

前項ノ申告ハ所得稅法ニ依ル所得ノ申告書ニ附記シテ之ヲ爲スヘシ

本條は乙種の資本利子金額即ち第三種の所得に付納稅義務を有するもの第三種の所得中營

業に非ざる貸金又は預金の利子の申告義務を規定せり、本納税義務者は第三種の所得納税者に限るものなるを以て其の申告も所得税の申告書に附記して申告すべきものとなせり。

第七章 乙種の資本利子金額の調査及決定

調査及決定

第八條 乙種ノ資本利子金額ハ所得税法ノ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後乙種ノ資本利子ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ資本利子金額ヲ決定スルコトヲ得
所得調査委員會閉會後乙種ノ資本利子ニ付納税義務アルコトヲ申出テ又ハ資本利子金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ其ノ資本利子金額ヲ決定ス

第九條 稅務署長ハ毎年乙種ノ資本利子ニ付納税義務アリト認ムル者ノ

資本利子金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ
前項ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 所得税法第五十條乃至第五十二條ノ規定ハ資本利子金額ノ決議及決定ニ付之ヲ準用ス

(参照) 所得税法

第五十條 調査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第五十一條 五月三十一日迄ニ所得調査委員會成立セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

所得調査委員會開會ノ日ヨリ第四十六條ノ期間内又ハ五月三十一日迄ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ調査未済ノ所得金額ヲ決定ス

第五十二條 政府ハ所得調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ七日以内ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査期間内ニ調査結了セサルトキハ政

府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第十一條 第八條又ハ前條ノ規定ニ依リ乙種ノ資本利子金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

施行規則

第四條 稅務署長資本利子稅法第八條、第十條又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ資本利子金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

乙種ノ資本利子は即ち第三種ノ所得中營業に非ざる貸金又は預金ノ利子と同一なるを以て其ノ調査決定ノ方法も亦所得稅を同一ノ手續に依るものと爲せり。

第八章 乙種ノ資本利子金額に對する審査及訴願訴訟

第十二條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル資本利子金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事

審査及訴願訴訟

由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セス

第十三條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得稅法ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得稅法第五十二條及第六十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(參照) 所得稅法

第五十二條 政府ハ所得調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ七日以内ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査期間内ニ調査終了セザルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第六十一條第二項

所得審査委員會ハ前條第一項ノ請求ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事項ヲ質問スルコトヲ得

第十四條 納稅義務者前條ノ決定ニ對シ不服アルトキハ 訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

施行規則

第五條 資本利子税法第十二條第一項ノ審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ事由ヲ具シ證據書類ヲ添へ資本利子金額ノ決定ヲ爲シタル稅務署長ヲ經由シ稅務監督局長ニ申出ツヘシ

第六條 稅務監督局長資本利子税法第十三條ノ規定ニ依リ資本利子金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

税法第十二條乃至第十四條に於て乙種の資本利子金額の決定に對する審査及訴願又は行政訴訟を提起し得べきことを規定せり。甲種の資本利子は政府の決定を俟たず、自己の收入する金額を標準と爲すを以て別に問題を生せず、故に本規定に該當するものは乙種の資本利子金額に限るものとす、而して乙種資本利子金額の決定は所得税法の規定に準じて之を爲し其の救済に付ても所得審査委員會の審査を経るものなれば總て所得税に準じて之を取扱を便宜と爲したるなり。左に之を分説すべし。

一、審査の請求 納稅義務者政府の決定したる資本利子税金額に對し異議あるときは其の通知を受けたる日より二十日以内に其の事由を具し證據書類を添へ決定稅務署を經由し稅務監督局長に其の取消し又は變更を求むることを得、元來乙種資本利子金額は前年中の收入金額即ち實績を基礎として調査し所得調査委員會の調査を経るものなれば大體に於て納稅義務者の計算と杆格することなかるべしと雖時に或は不當の決定なきにあらず、税法は納稅上に於て義務者の諒解の許に圓滿なる納稅を希望せるものなり。

二、審査決定 審査請求ありたるときは所得調査委員會の決議を経て政府之を決定するものなり。其の決定の原則並例外も所得税法の規定に準據せるものなり、審査の請求は稅務監督局長に之を爲すものなるを以て本條の政府とは稅務監督局長を指稱せり。

三、徴收猶豫 審査の請求を爲したる場合と雖税金は相當納期に至るときは納稅の義務を果した後日變更に至りて之を還付するものなり、蓋し單に請求ありたるのみにて徴收を猶豫することせば必ずしも弊害なきを保し難きを以てなり。

五、訴願又は行政訴訟の提起 審査決定に對し不服あるときは訴願又は行政訴訟を提起することを得る旨を規定せり。元來租稅の賦課に付ては訴願又は訴訟は本規定を俟たずして提起し

得るも利子金額の決定は賦課の前提なるを以て現實の賦課を待たずして先づ其の決定に對し救済の方法を講じ特に税法に規定せるものなり。

二

徵收及納期

第九章 税金の徵收及納期

第十五條 甲種ノ資本利子ニ付テハ其ノ金額支拂ノ際支拂者其ノ資本利子税ヲ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムヘシ

乙種ノ資本利子ニ付テハ資本利子税ノ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵收ス、

第一期 其ノ年八月一日ヨリ三十一日限

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第十六條 前條第一項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ資本利子税ヲ徵收セサルトキ又ハ其ノ徵收シタル税金ヲ納付セサルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ

之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

施行規則

第八條 甲種ノ資本利子ニ付其ノ金額ノ支拂者資本利子税ヲ徵收シタルトキハ翌月十日迄ニ拂込書及計算書ヲ添へ最寄ノ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ拂込ムヘシ

施行細則

大正十五年四月大藏省令第十六號

第一條 資本利子税法施行規則第八條ノ規定ニ依ル拂込書ハ第一號書式ニ、計算書ハ第三號書式ニ依リ調製スヘシ

第二條 日本銀行ニ於テ甲種ノ資本利子ニ付資本利子税ノ拂込ヲ受ケタルトキハ第二號書式ノ領收證ヲ拂込者ニ交付シ同號書式ノ通知書ニ拂込者ノ提出シタル計算書ヲ添付シ之ヲ歳入徵收官ニ送付スヘシ

第三條 甲種ノ資本利子ニ付資本利子税ノ過誤納アリタル爲之カ下戻ヲ請求セムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ其ノ利子ノ支拂地ノ所轄稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ請求書ヲ提出スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

領 收 證 書

第何號	何年度	資本利子 何縣何市長 何 某 納
〔其ノ他ノ公共團體又ハ會社等之ニ準ス〕		
Y		
大正何年何月何日領收 日本銀行何店宛		

通 知 書

第何號	何年度	大藏省主 管何稅務 資本利子稅
何縣何市長 何 某 納		
〔其ノ他ノ公共團體又ハ會社等之ニ準ス〕		
Y		
大正何年何月何日領收 日本銀行何店宛 何稅務署長官氏名殿		

資 本 利 子 稅 拂 込 書

第何號	何年度	大藏省 主何稅務 資本利子稅
頭書ノ金額拂込候也 何縣何市長 何 某 納		
〔其ノ他ノ公共團體又ハ會社等之ニ準ス〕		
Y		
日本銀行何店宛 大正何年何月何日		

第二號書式

(用紙適宜輪廓縱四寸五分 橫三寸二分)

備 考

一本書ノ年度ハ拂込ノ日ヲ以テ區別シ記ス

第二號書式

(用紙適宜輪廓縱四寸五分 橫二寸三分 接續)

備 考

日本銀行ハ本書式ノ左側ニ原符ヲ附屬セシ
アルコトヲ得

大 正 何 年 何 月 何 日 何 會 社
資 本 利 子 稅 徵 收 以 外 ノ 分 算 書

區 分	支拂未 濟金額		支拂濟金額		支拂未 濟金額	稅額	備 考
	拂 キ 額	課 稅	非 課 稅	濟 金 額			
何公債利子							
何社債利子							
何產業債券利子							
定期預金							
特別當座預金							
通知預金							
當座預金							
銀行預金利子							
合 計							

大正何年何月何日 何會社

備 考

- 一 支拂フヘキ金額ノ欄ニハ其ノ月ニ於テ支拂フヘキコトノ確定シタル金額ト
前月分支拂未濟金額トノ合計ヲ掲クルモノトス但シ銀行預金利子ニ付テハ現
實支拂ヲ爲シタル金額ノミニヨリ調理スルモ妨ナシ
- 二 非課稅ノ分ニ付テハ一人別明細書ヲ添付スルモノトス
- 三 第二種所得稅徵收高計算書ノ稅額欄ノ次ニ資本利子稅額ノ一欄ヲ設ケテ併
用シ本計算書ヲ省略スルコトヲ得

第三號書式甲

(用紙縱八寸 橫五寸五分)

大正何年何月分 資本利子税徴収高計算書

貸付信託ノ分

支拂ヘ キ金額	支拂濟金額		支拂未 済金額	税			額	摘 要
	課 税	非課 税		管 出	算 額	貸付信託 ノ分		
円	円	円	円	円	円	円	円	

第三號書式(用紙縦五寸五分)

大正何年何月何日
何々信託會社

備考
 一 支拂ヘキ金額ノ欄ニハ其ノ月ニ於テ支拂フヘキコトノ確定シタル金額ト
 前月分支拂未済金額トノ合計ヲ掲ケルモトス但シ現實支拂ヲ爲シタル金額
 ノミニヨリ調理スルモ妨ナシ
 二 控除シタル資本利子税額ノ欄ニハ資本利子税法第六條第二項ノ規定ニ依リ
 控除シタル資本利子税額ヲ記載スルモトス
 三 非課税ノ分ニ付テハ一人別明細書ヲ添付スルモトス

税法第十五條、第十六條に於て資本利子税の徴税及納期に付規定せり、即ち甲種の資本利子に付ては所謂間接徴収、乙種の資本利子に付ては即ち直接徴収の各別異なる手續方法を規定せり。

一 甲種の資本利子 公債、社債、産業債券若は銀行預金の利子又は貸付信託の利益に付ては、此等の利子の支拂者に於て支拂の際に税法所定の資本利子税を差引徴収し其の税金を翌月十日迄に政府に納入するの義務を負ふものなり、之れ第二種の所得に對する所得税の徴収と同一方法に依るものなるが故に國債利子以外の甲種の資本利子に付ては本税と第二種所得税と同時に同一方法に依りて賦課徴収せらるるものなり。而して若し支拂者に於て右の徴収すべき資本利子税を徴収せざるとき又は其の徴収したる税金を納付せざるときは國稅徴収の例に依て之を支拂者より徴収すること第二種所得と同一の取扱なり、其の方法の細目に至りては前掲施行規則第八條及施行細則の各様式に依りて明瞭すべし。

二、乙種の資本利子 第三種所得納税者の第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子に付ては所謂直接徴収の方法に依るものにして調査決定の方法は前章に説明せり、納期は乙種の資本利子税年額を二分して左の二期に於て之を徴収するものなり。

第一期 其の年八月一日より三十一日迄
第二期 其の年十一月一日より三十日迄

第十章 納税地

納税地

第十七條 乙種ノ資本利子ニ付テハ第三種ノ所得ニ對スル所得稅ノ納税地ヲ以テ資本利子稅ノ納税地トス

本條は乙種資本利子稅の納税地に付規定せり、即ち本稅は總て所得稅に準據して賦課すべきものと爲れるを以て納税地に付ても第三種の所得に對する所得稅の納税地を以て其の納税地と爲せり。

(參照)

所得稅法第七十二條 第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ納税義務者ノ住所地、住所ナキトキハ居所地ヲ以テ納税地トス但シ住所地以外ニ在ル者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得、本法施行地ニ住所及居所ナキ者ハ納税地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政府其ノ納税地ヲ指定ス

第十一章 收税官吏の權限

官吏の權限

第十八條 收税官吏ハ調査上必要アルトキハ資本利子ノ支拂ヲ受ケ又ハ其ノ支拂ヲ爲スト認ムル者ニ質問スルコトヲ得

本條は資本利子の調査上に關し收税官吏の質問權を規定せり、調査上課稅の公平を期せんとならば相當の調査を爲すの必要あり、故に調査に付實際の支拂者及受拂者に對し内容に立入り調査を要することあるべし。質問を受けたる者は此に對し正當なる回答を爲すの義務あるものとす。

第十二章 罰則

罰則

第十九條 詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ因リ資本利子稅ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ乙種ノ資本利子ニ付資本利子税ヲ逋脱シタル者ノ資本利子金額ハ第八條第二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス

第二十條 資本利子ノ調査又ハ審査ノ事務ニ従事シ又ハ従事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ非ラス

資本利子税に付ても所得税又は營業收益税等と同様に (一)税金逋脱の罪 (二)祕密漏洩の罪に付規定せり。

第十三章 附加税の禁止

第二十二條 府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ資本利子税ノ附加税ヲ課スルコトヲ得ス

本税に付ては附加税を絶體に禁止せるものなり。

附 則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

乙種ノ資本利子ニ付テハ大正十五年分資本利子税ヨリ本法ヲ適用ス但シ大正十五年ニ限り第七條中三月十五日トアルハ四月三十日、第十五條中其ノ年八月一日ヨリ三十一日限リトアルハ其ノ年九月一日ヨリ三十日限、第十條ノ規定ニ依ル期日五月三十一日トアルハ八月三十日トス

附加税の
禁止

附則

資本利子税法

(大正十五年三月二十七日
法律 第十二號)

第一條 本法施行地ニ於テ資本利子ノ支拂ヲ受クル者ニハ本法ニ依リ資本利子税ヲ課ス

第二條 資本利子税ハ本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル左ノ資本利子ニ付之ヲ賦課ス

甲種 公債、社債、産業債券若ハ銀行預金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益

乙種 第三種ノ所得ニ付納稅義務ヲ有スル者ノ第三種ノ所得中營業ニ非サル貸金又ハ預金ノ利子

本法ニ於テ貸付信託ト稱スルハ所得稅法第三條ノ三ニ規定スル貸付信託ヲ謂フ

第三條 甲種ノ資本利子ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

第四條 乙種ノ資本利子ハ前年中ノ收入金額ニ依ル

被相續人ノ收入金額ハ之ヲ相續人ノ收入金額ト看做ス

第五條 甲種ノ資本利子ニシテ左ニ掲クルモノニハ資本利子税ヲ課セス

一 所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得稅ヲ課セラレサル者ノ支拂ヲ受クル利子

二 貯蓄債券又ハ復興貯蓄債券ノ利子

第六條 資本利子税ノ稅率ハ資本利子金額百分ノ二トス

信託會社カ其ノ引受ケタル貸付信託ノ信託財產ニ付納付シタル資本利子稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該貸付信託ノ利益ニ對スル資本利子稅額ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ控除スヘキ資本利子税ハ其ノ貸付信託ノ利益ニ之ヲ加算ス

第七條 乙種ノ資本利子ニ付納稅義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十五日迄ニ其ノ資本利子金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第八條 乙種ノ資本利子金額ハ所得稅法ノ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後乙種ノ資本利子ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ資本利子金額ヲ決定スルコトヲ得

所得調査委員會閉會後乙種ノ資本利子ニ付納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ資本利子金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ其ノ資本利子金額ヲ決定ス

第九條 稅務署長ハ毎年乙種ノ資本利子ニ付納稅義務アリト認ムル者ノ資本利子金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 所得稅法第五十條乃至第五十二條ノ規定ハ資本利子金額ノ決議及決定ニ付之ヲ準用ス

第十一條 第八條又ハ前條ノ規定ニ依リ乙種ノ資本利子金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第十二條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル資本利子金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セス

第十三條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得稅法ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得稅法第五十二條及第六十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 納稅義務者前條ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第十五條 甲種ノ資本利子ニ付テハ其ノ金額支拂ノ際支拂者其ノ資本利子稅ヲ徵收シ翌月十日

迄ニ之ヲ政府ニ納ムヘシ

乙種ノ資本利子ニ付テハ資本利子稅ノ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 其ノ年八月一日ヨリ三十一日限

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第十六條 前條第一項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ資本利子稅ヲ徵收セサルトキ又ハ其ノ徵收シタル税金ヲ納付セサルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

第十七條 乙種ノ資本利子ニ付テハ第三種ノ所得ニ對スル所得稅ノ納稅地ヲ以テ資本利子稅ノ納稅地トス

第十八條 收稅官吏ハ調査上必要アルトキハ資本利子ノ支拂ヲ受ケ又ハ其ノ支拂ヲ爲スト認ムル者ニ質問スルコトヲ得

第十九條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ資本利子稅ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ乙種ノ資本利子ニ付資本利子稅ヲ逋脱シタル者ノ資本利子金額ハ第八條第

二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス

第二十條 資本利子ノ調査又ハ審査ノ事務ニ従事シ又ハ従事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル秘密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以上ノ罰金ニ處ス

第二十一條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ資本利子税ノ附加税ヲ課スルコトヲ得ス

附 則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

乙種ノ資本利子ニ付テハ大正十五年分資本利子税ヨリ本法ヲ適用ス但シ大正十五年ニ限り第七條中三月十五日トアルハ四月三十日、第十五條中其ノ年八月一日ヨリ三十一日限トアルハ其ノ年九月一日ヨリ三十日限、第十條ノ規定ニ依ル期日五月三十一日トアルハ八月三十日トス

資本利子税法施行規則

(大正十五年三月三十一日勅令第三十一號)

第一條 資本利子税法第六條第二項ノ規定ニ依リ貸付信託ノ利益ニ對スル資本利子税額ヨリ控除スヘキ資本利子税額ハ信託會社ニ於テ貸付信託ノ利益ニ對スル資本利子税徴收ノ際之ヲ控除スヘシ

第二條 稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル信託會社ニ對シ其ノ計算ヲ證明スヘキ書類又ハ帳簿ノ呈示又ハ提出ヲ命スルコトヲ得

第三條 乙種ノ資本利子ニ付納稅義務アル者ハ資本利子ノ金額及算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

前項ノ申告ハ所得税法ニ依ル所得ノ申告書ニ附記シテ之ヲ爲スヘシ

第四條 稅務署長資本利子税法第八條、第十條又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ資本利子金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第五條 資本利子税法第十二條第一項ノ審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ事由ヲ具シ證憑書類ヲ添へ資本利子金額ノ決定ヲ爲シタル稅務署長ヲ經由シ稅務監督局長ニ申出ツヘシ

第六條 稅務監督局長資本利子税法第十三條ノ規定ニ依リ資本利子金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第七條 資本利子税法第五條第一號ノ規定ニ依リ資本利子税ヲ課セラレサル者數記名ノ公債、社債又ハ産業債券ヲ取得シ、讓渡シ又ハ喪失シタルトキハ其ノ名稱、額面金額、記號及番號ヲ利子支拂ノ取扱所ニ通知スヘシ但シ所得税法施行規則第六十四條ノ規定ニ依リ通知ヲ爲シタルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第八條 甲種ノ資本利子ニ付其ノ金額ノ支拂者資本利子税ヲ徴收シタルトキハ翌月十日迄ニ拂込書及計算書ヲ添へ之ヲ最寄ノ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ拂込ムヘシ

附 則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

資本利子税法施行細則 (大正十五年四月一日 大藏省令第十六號)

第一條 資本利子税法施行規則第八條ノ規定ニ依ル拂込書ハ第一號書式ニ、計算書ハ第三號書式ニ依リ調製スヘシ

第二條 日本銀行ニ於テ甲種ノ資本利子ニ付資本利子税ノ拂込ヲ受ケタルトキハ第二號書式ノ領收證ヲ拂込者ニ交付シ同號書式ノ通知書ニ拂込者ノ提出シタル計算書ヲ添付シ之ヲ歳入徴

收官ニ送付スヘシ

第三條 甲種ノ資本利子ニ付資本利子税ノ過誤納アリタル爲之カ下戻ヲ請求セムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ其ノ利子ノ支拂地ノ所轄稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ請求書ヲ提出スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(書式略ス)

印紙税法便覧

目次

第一章 印紙税の意義及性質	一頁
第二章 課税の範圍(法第一條)	二
第一節 財産権の意義	三
第二節 財産権の創設	五
第三節 財産権の移轉	五
第四節 財産権の變更	六
第五節 財産権の消滅	六
第六節 財産権に関する追認	七
第七節 財産権に関する承認	八
第三章 課税率(法第二條、第四條)	八

第一節 比例制に依る税率	一三
第二節 定額制に依る税率	一六
第四章 課税外の證書及帳簿(法第五條)	一〇五
第五章 印紙税の納税方法	一三
第一節 印紙貼用又は税印押捺(法第六條)	一三
第二節 繼續使用の帳簿(法第七條)	一三
第三節 外國貨幣に依りたる證書(法第八條)	一四
第四節 貼用印紙の削印方(法第九條)	一六
第六章 検査(法第十條)	一七
第七章 罰則(法第十一條、第十二條、第十三條、第十四條、第十四條ノ二)	一八
第八章 附則(法第十五條、第十六條、第十七條)	一四
附 録 印紙税法、印紙犯罪處罰法、印紙模造取締規則	

印紙税法便覽

帝國財經通信社調査部編

第一章 印紙税の意義及性質

印紙税は種々の取引即ち財産権を新に得又は他人に譲り渡し或は財産権を喪失したる場合に作成する證書又は帳簿に印紙を貼付して納付する租税にして學者の所謂財産權流通税に屬するものなり、而して其の本質は左の二點に在り。

一、間接行爲税なること

間接行爲税とは間接税にして且行爲税なるを指す。

(イ)租税の負擔者を標準として區別するときは直接税、間接税の別ありて印紙税は後者に屬するものなり。

(ロ)租税を賦課すべき目的物に依りて分類するときは財産税、人頭税、行爲税あり、印紙税

は其の第三に屬す。従て本税の賦課は法定の證書帳簿の作成行為ありたる場合に限ること
勿論なり。

二、法定の證書帳簿に印紙を貼用納付すること

是れ印紙税の特質にして元來租税は或は申告に依り或は調査に依り其の税額を確定して一定の場所に納付せしむるを普通とするも印紙税にありては此の如き手續を要せず法定の證書帳簿の作成者が直に該物件に印紙を貼用し又は税印の押捺を受くるを以て足れり是れ本税が納税義務者の租税道義心に訴へ良心納税に待つこと他の税に比し最も深き所以なり。

第二章 課税の範圍

課税の範圍

第一條 財産權ノ創設、移轉、變更若ハ消滅ヲ證明スヘキ證書、帳簿及財産權ニ關スル追認若ハ承認ヲ證明スヘキ證書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙税ヲ納ムヘシ

本條は印紙税を課すべき範圍を規定せるものなり。而して印紙税を納むべき場合は必ず財産

權の異動に關する事項にして之に對し帳簿又は證書を作成したる場合に發生するものなるを以て財産權の意義及其の異動事項に付ては左の各節に於て之を説明すること、爲し左に帳簿及證書の區分を明にすべし。

(一)證書とは或一種の事項を證明する爲に作る一枚乃至數枚の書面にして當事者に於て署名捺印するを常とす、法律行為中には是非書面に依ることを規定されたるものあり、例へば社團法人の設立行為(民法第三七條)、第三取得者が抵當權を滌除せんとする時(民法第三八三條)贈與(民法第五〇條)の如き要式行為を謂ふ。

(二)帳簿 性質上證書と同一なるものなれども證書は一事項を證明するものなるに反し帳簿は引續き起る事項に對し繼續的に使用さるゝものにして多くは數十枚の紙を用ゆるものなり然れども一枚の紙にても其の内容たる記載が同一事項を繰返して證明するものなるときは帳簿なりとす。

第一節 財産權の意義

財産權とは金錢上の價值ある利益を目的とする權利を謂ふものなるも我國の法律觀念にては

財産權の意義

第二章 課税の範圍

之を消極的に謂ふを便宜とすべく即ち財産權とは身分權、親族權及相續權、人格權以外の權利なりと解すべきなり、從て扶養を受くる權利又は家督相續を爲し得る權利は一面に金錢的價値あるも之等は親族權、相續權にして財産權に非らず、又生命、名譽、自由等を侵害されざる權利等も人格權にして財産權にあらず、然れども一旦之が侵害を受けたる場合に其の損害を金錢に見積り損害賠償を請求する場合に於ては其の損害賠償請求權は人格權と分離して一種の財産權なりと謂ふべし。而して財産權に屬するものは大略左の如し。

(一) 物權

物を支配し得る權利にして所有權、地上權、占有權、永小作權、地役權、留置權、先取特權、質權、抵當權等なり。

(二) 債權

特定の他人に對して或行爲を爲させ得る權利、例へば賣買契約を結ぶときは買主は賣主に對して物品を引渡させる權利を得、賣主は買主に對して代金を請求する權利を得、又消費貸借と云ふ契約を結ぶときは借主は金錢又は品物を借りて使ふことを得べく貸主は利息を徴收し又は期限に元本を返還さすことを得べきなり。

(三) 精神的產出物上の權利

特許權、意匠權、實用新案權、著作權等人が自分の智能に依りて作り出したる無形物に對して附與されたる權利を謂ふ。

其の他財産權に付ては民法又は商法に種々の規定あるも茲には概要を記すに過ぎず。

第二節 財産權の創設

財産權の創設とは新に財産權を發生せしむるの謂ひにして例へば自己の所有地上に他人の爲に永小作權、抵當權、地上權等の物權を設定し又は契約を結び他人に債權を取得せしむるを謂ふなり。

第三節 財産權の移轉

財産權の移轉とは權利主體の變更を意味するものにして即ち權利が甲より乙に移轉する法律現象を謂ふものなり、例へば賣買、贈與等の結果或る物の所有權を他人に與へるが如きを謂ふ。

財産權の
創設

財産權の
移轉

第四節 財産権の變更

財産権の變更

財産権の變更とは既に存在する物権、債権其の他の権利が其の本體を變更せずして其の内容を變更するを謂ふ。従て権利の主體の變更の如きは財産権の移轉に該當し本項に該當せず、今財産権の變更と稱すべき二三の例を示せば

- (一) 権利の範圍の變更 擔保物權に於て債權額を増減するが如き
 - (二) 権利の體様の變更 登記しある土地の賃借權を永小作權に變更するが如き
 - (三) 権利の存續期間の變更 永小作權の存續期間の變更又は金貸借の辨濟期限を延長するが如き
- 總て財産権の變更中に包含するものなり。

第五節 財産権の消滅

財産権の消滅

財産権の消滅とは既に存在せる財産権の消失滅却するを謂ふものにして此の場合に二種あり。(一)は自然的消滅にして(二)は人爲的消滅なり、自然的消滅とは物件の自然的消滅及債務

者の死亡に依る債権の消滅の如きを謂ふ、此の場合に於ては證書を作成するが如きこと絶無なるを以て印紙税の適用なかるべきも人爲的消滅に在りては種々の形式に於て證書を作成するを必要とす、例へば債務を免除し、代金を支拂ひ、借金を返済したる場合は受取證書或は判取帳等種々の證書帳簿を作成するが如き是なり。

第六節 財産権に関する追認

財産権に関する追認

財産権に関する追認には我民法の用語上二つの場合あり。(一)取消し得べき行爲の追認、(二)無權代理人の爲したる行爲の追認等ありて一律の定義を以て明かに爲すことを得ず左に概説すべし。

- (一) 取消し得べき行爲の追認
取消し得べき行爲の追認とは取消權を拋棄することなり例へば法律は瑕疵のある行爲(即ち間違つた行爲)又は未成年者、禁治産者等の行爲を取消すことを得べきものと爲し居るも其の取消權を拋棄するときは其の效力は遡及するを以て追認ありたるときは其の行爲の當時より完全なる法律行爲となるものなり。

(二)無權代理人の爲したる行爲の追認

無權代理人の爲したる行爲の追認とは代理權なき者の爲したる法律行爲を追認に依りて積極的に效力を發生せしむるものなり、本來權利なき代理人が本人の爲に行爲を爲すも效力を發生せざるも本人が後に承認して後より代理權を與へるときは本人に對して效力を發生するものなり。

第七節 財産權に關する承認

財産權に關する承認

財産權に關する承認とは例へば債務者が債務の存在を認め占有者が他人の所有權を認むる旨の意志表示を爲すが如きものにして法律上時効中斷の效果を生ずるものなり。

第三章 課稅率

課稅率

第二條 證書ニ關シテハ一通毎ニ其ノ記載金高十圓以上ノモノニ限り記載金高一萬分ノ五ノ割合ヲ以テ印紙稅ヲ納ムヘシ但シ印紙稅額百圓ヲ超ユルトキハ百圓ニ止メ一錢未滿トナリ又ハ一錢未滿ノ端數ヲ生スル

トキハ一錢ニ切上クルモノトス(大正十二年法律第十二號ヲ以テ本項中改正)

金高記載ナキモ證書面ニ標記シアル價額ノ單位又ハ其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス

第三條 (大正十二年法律第十二號ヲ以テ削除)

第四條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一冊一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ(大正十二年法律第十二號ヲ以テ全條改正) 正同十四年第二十二號ヲ以テ中改正)

- 一 貯金通帳、積金通帳及積金證書 (貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限ル)
- 二 産業組合ノ發スル貯金通帳
- 三 産業組合又ハ住宅組合ノ發スル出資證券
- 四 農業倉庫證券

一錢

五 委任狀

六 約束手形

七 爲替手形

八 銀行預金證書

九 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書

十 産業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業

組合聯合會又ハ輸出組合ノ發スル出資證券

十一 船荷證券

十二 運送貨物引換證

十三 倉庫證券

十四 保險證券

十五 株券

十六 債券

十七 相互保險會社ノ發スル基金證券

十八 株式申込證

十九 社債申込證

二十 地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證書

二十一 使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ關ス

ル證書

二十二 信託行爲ニ關スル證書

二十三 無盡ニ關スル證書

二十四 定款又ハ組合契約書

二十五 權利ノ變更ニ關スル證書

二十六 追認又ハ承認ニ關スル證書

- 二十七 物品切手
- 二十八 賣買仕切書
- 二十九 物品又ハ有價證券ノ賣買ニ關スル證書
- 三十 送狀
- 三十一 受取書
- 三十二 金高記載ナキ證書
- 三十三 擔保品差入證書及擔保品預證書
- 三十四 通帳
- 三十五 判取帳

二十五錢

税法第二條(第二條削除)及第四條に於て印紙税を課すべき課税率を規定せり。即ち前章に掲げたる證書又は帳簿を作成し相手方に交付する場合には證書は一通毎に帳簿は一冊一年以内の附込みに對して本條所定の税額に相當する印紙を貼用し、之に消印を施すか又は税印の押捺を受くるものとす、而して印紙税の課税率は或る特別のものを除く證書に付ては比例税(法第二

比例制に依る税率

條)を課し其の他のものに付ては定額税(法第四條)を課するものなり、左に各節に區分して説明すべし。

第一節 比例制に依る税率

税法第一條の財産權の得喪變更を證明するものは第二條に依り證書一通毎に其の記載金高十圓以上のもの限り記載金高一萬分の五の割合に依り金高に比例して印紙税を納むるものとす。本項の税額計算上に付ては左の事項を参照すべきものとす。

(一)記載金高 證書、帳簿の記載金高は或は印紙税を課するものと課せざるものとの分界點となり、或は税額を定むる標準となるものなれば最も大切なる事項なり。

さて記載金高とは、得喪變動の目的たる財産權の價格として證書面に記載されたる金額を謂ふ、又假令金額が明記なくも數量と共に單價が記載しあるか又は其の外何等かの記載ありて之に依りて總金額が計算し得る場合には其の金額が記載金高と爲るものなり、又金額や數量の記載方法は必ずしも壹、貳、參、五等の數字に依る必要なく1、2、3、5等の羅馬數字にてもI、II、III、V、或は、本、ロ、ツ、レ、タ、山の如き符牒にてもそれが通常商人間

で使用されるものなるときは皆同一なり、又記載金高が外國貨幣で表はされ居る場合には作成の日の爲替相場に依て邦貨に換算して定むるものとす。

(二)税金の計算法。定額税と爲り居る一錢均一税又は三錢均一税に付ては問題なきも比例制たる一萬分の五の税率に依るものに付ては其の計算稍煩雜にして左表の如くなるべし。印紙税法は記載金高に一萬分の五を乗じて其の結果一錢未滿となり、又は一錢未滿の端數を生じたるときは一錢に切り上げ、百圓以上となりたるときは百圓に止むものとす、要するに百圓以上の印紙税は無きものとす。

記載金高	税額	記載金高	税額	記載金高	税額
十圓—二十圓	一錢	百六十圓迄	八錢	三百圓迄	十五錢
四十圓迄	二錢	百八十圓迄	九錢	三百二十圓迄	十六錢
六十圓迄	三錢	二百圓迄	十錢	三百四十圓迄	十七錢
八十圓迄	四錢	二百二十圓迄	十一錢	三百六十圓迄	十八錢
百圓迄	五錢	二百四十圓迄	十二錢	三百八十圓迄	十九錢

百二十圓迄	六錢	二百六十圓迄	十三錢	四百圓迄	二十錢
百四十圓迄	七錢	二百八十圓迄	十四錢		

以下之に準ず、但し二十圓を増す毎に一錢を加へ税額百圓に至つて止む。

記載金高の計算方法及税額の算出法は前述の如し、今左に各種の諸問題に付て解説すべし。

(一)不動産抵當權を設定したることを證する證書は本項に該當す、但し金高記載なきときは金高記載なき證書に該當す。

(二)不動産の賣買に關する證書は本項に該當す。

(三)貸金證書は金錢の消費貸借に關する證書にて使用貸借又は賃貸借に關する證書にあらざれば本項に該當す。

銀行の貸借證書にも一枚毎に萬分の五の印紙を貼らねばならぬ。

貸金證書に擔保に關する事項を記した證書あるも之に付ては別に擔保差入(預)證書としての印紙貼用を要さぬこと前に述べた通りである。

(四)立木の賣買證書に付ては二つに分け(A)立木を土地と共に賣る場合及立木を切らず而も立

木のみ賣る時には其の立木が登記を経たるものであるとないに拘はらず税額を記載金高の萬分の五とし(B)立木を切つて賣る時は之を物品と見、物品の賣買に關する證書に當る。

(五)請負に關する證書は萬分の五の印紙を要す。

(六)單純な註文書や見積書には印紙を要せず併し種々の文句が書いてあつて直に請負契約書又は賣買契約書の用を爲す場合にはそれ〴〵三錢或は萬分の五の印紙を貼用すべきものとす。

(七)手形はそれ〴〵六づかしい要件があることは前に述べた如くなるも其の要件に外れたものは假令似てゐても手形としての效力を有せず總て萬分の五の率に依るものとす。

近時支拂手形とか假證と云ふやうな名儀で色々な形式のものが發行されるも是等は皆本號に屬す。

(八)左の如き契約は皆本號に該當す。

内 容	記載金高	税 額
(A)一萬圓の請負契約金額を一萬五千圓に變更す	一萬五千圓	七、五〇
(B)一萬圓の請負契約金額を八千圓に減額す	八千圓	四、〇〇

(C)請負契約金額一萬圓に五千圓を追加す	五千圓	二、五〇
(D)請負契約金額二萬圓を二千圓減額す	二千圓	一、〇〇
(E)建築工事請負契約金額一萬圓(内譯家屋五千圓 倉庫五千圓)を同一萬圓(内譯家屋七千圓倉庫 三千圓)に變更す	一萬圓	五、〇〇

(九)有價證券割賦販賣契約約款は萬分の五の税率に依るも其の記載金高は全額に依るべきか割賦金に依るべきかに付ては議論あり、然し從來の解釋としては全額に依るべきものとされて居る。

(一〇)共済貯金會社などと云ふ名儀で現在十圓なら十圓の資金の拂込を受け五十箇年とか百箇年の後に複利で計算した何千圓と云ふ元利金を償還すると云ふことを約した證書を發行するものあり。此の如き證書にも記載金高萬分の五の印紙を貼るべきであつて其の記載金高は五十年乃至百年の後に償還すべき元利金の總額に依るものとす。

- (一) 當座勘定借越約定書は借越限度萬分の五の印紙を貼るものとす。
- (二) 貸家敷金預證に付ては前に述べたる處に依り本來は三錢の印紙を貼用すべきも特殊の契約と見らるべき場合には萬分の五の稅率に依るものとす。
- (三) 雜作賣買證書は其實質上借家權の賣買證書なるが故に萬分の五の率に依るものとす。

印
金壹萬
分ノ五

(1) 當座勘定借越約定書

拙者カ拙者ノ當座預金ヲ超過スル小切手ヲ振出シタル場合ニ於テ其ノ小切手ノ支拂ヲ爲スヘキ事ヲ御承諾被下候ニ付テハ左ノ條項約定致シ候

第一條 本約定ニ依リ拙者カ當座預金ノ外貴行ヨリ借越得ル金額ハ金貳萬五千圓ヲ極度トス
貴行ノ御都合ニ依リ一時貸越ヲ御中止相成モ又借越極度減少相成候共異議無之候

第二條 前條ニ依リ拙者ノ負擔スヘキ債務ヲ擔保スル爲メ別紙擔保品仕譯書ニ記載シタル物件ヲ差入申候

第三條 前條ニ依リ差入レタル擔保品ノ價格低落致候カ又ハ故障相生シ候節ハ貴行ノ御指圖ニ從ヒ代リ擔保品又ハ増擔保品ヲ差入若クハ借越金ヲ返濟シ其ノ他貴行ヨリ要求セララル通リ

應諾實行可致候

第四條 借越金ノ引出及ヒ返濟ノ手續ハ貴行當座勘定規定及ヒ小切手用法ニ從ヒ取扱可申候

第五條 借越金ノ利息ハ貴行御定ノ利率ニヨリ借越ノ日ヨリ入金ノ日迄ヲ計算シ毎年四回(三月、六月、九月、十二月)貴行ヨリ御通知次第支拂可申候又貴行ノ御都合ニヨリ此利子金額ヲ拙者ノ當座勘定ニ御付替相成候トモ更ニ異議無之候

第六條 總テ借越極度減少ノ場合ニ於テ既ニ其減少極度ニ超過シタル借越金アルトキハ該超過額ハ直チニ返濟可致候

第七條 拙者ヨリ貴行ニ差入レタル凡テノ擔保品ハ其從屬スル債務ヲ擔保スル外其餘剩ハ擔保品差入ノ前後ニ拘ハラス拙者ニ於テ振出裏書又ハ引受ヲナシタル約束手形爲替手形其ノ他一切ノ債務ニ對スル擔保トシテ共通流用可被成候

第八條 本約定ハ貴行ノ御都合ニ依リ一週間前ノ豫告ニ依リ解約可致候此場合ニ於テハ元利共速ニ返濟可致候萬一相滞リ候節ハ豫テ差入置候擔保品ヲ貴行ニ於テ任意御處分ノ上元利共御取立可被成若シ不足相生シ候ハハ直ニ辨償可致候

擔保品賣却ノ價格方法時機ニ就テハ貴行ノ御取計ニ一任シ苦情申問敷ハ勿論擔保品處分ニ要

スル書類ハ貴行ヨリ御請求相成次第直ニ差出可申候
右之條項相約候處相違無之候也

住所 東京市京橋區尾張町二丁目五番地

本人 合資會社 回生堂

大正十二年八月一日

代表者 高野三吉

拙者ハ本人ト連帶シテ本約定ノ各條項履行ノ責ニ任スヘク且第二條ニ依ル擔保品ノ差入返却交換並増減等ハ貴行ト本人間ニ於テ自由ニ御取計相成異議無之候也

住所 東京市京橋區尾張町一丁目三番地

連帶保證人 甲斐甲吉

大正十二年八月一日

株式東京銀行御中

御印鑑

公債引換、名義書換其ノ他ノ事故ニ際シ當會社ニ對シテ御使用可被成御印章ヲ此ノ證券御領收ノ節直ニ上欄ニ御押捺置被下度候也

(2) 有價證券割賦販賣契約々款

第一條 割賦販賣契約ハ第一回賦拂金ヲ受領シ契約證券ヲ交付シタルヲ以テ成立ス

第二條 契約證券ニハ販賣證券種類並其額面、契約期間、拂込ノ方法、拂込期日、回数、毎回拂込金額、賦拂金總額及有價證券割賦販賣契約々款ノ全文ヲ記載ス

第三條 第一回ノ賦拂金ハ勸誘員ヲシテ取扱ハシメ第二回以後ノ賦拂金ハ集金人ヲシテ取扱ハシム但シ特約アル場合ニ限り買主任意ノ方法ニヨリ拂込ムモノトス

第四條 買主カ賦拂金額總額ノ拂込ヲ了シ且ツ契約期間滿了シタルトキハ引渡スヘキ證券ヲ特定シ所有權ヲ移轉ス但シ證券引渡ハ所有權移轉後十日以内トス

第五條 賦拂金ノ拂込ヲ延滞スルトキハ其延滞金壹百圓ニ付日歩四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ申受ク

第六條 賦拂金ノ拂込ヲ延滞シタルトキハ郵便到達ニ要スル日數ヲ除キ十日間内ニ拂込ムヘキ事ヲ左ノ方法ニ依リ催告ス

一、最初延滞ノトキ

郵便葉書 (費用會社負擔)

第三章 課稅率

二、引續キ延滞ノトキ 郵便葉書 (費用買主負擔)

但シ賦拂金ノ延滞ニ對スル拂込金ハ期限ノ先ツ到達シタルモノヨリ順次之ヲ充當ス

第七條 買主ノ負擔ニ歸スル催告費用並延滞日歩ハ最終賦拂金ト共ニ拂込ムモノトス

第八條 第六條ノ手續ヲ履ミ催告ヲ爲シタルニ拘ハラス引續キ二回以上ノ拂込ヲ爲サス且ツ其

延滞金額カ賦拂金總額ノ十分ノ一以上ニ達シタルトキハ其ノ契約ヲ解除スルコトアルヘシ

第九條 契約解除ノ場合ハ既收賦拂金ニ對シ年五分ノ利息ヲ付シタル金額ヨリ左記ノ割合ニ相

當スル解約金並催告ニ要シタル費用ヲ控除シ殘額ハ之ヲ返還ス

一 證券額面五拾圓以下ノモノ 證券一通ニ付賦拂金總額ノ百分ノ六

二 證券額面五拾圓ヲ超ユルモノ 證券一通ニ付賦拂金額ノ百分ノ四

第十條 契約期間ノ三分ノ一以上ノ賦拂金ヲ延滞ナク拂込ミタルモノニ限り希望ニヨリ既收賦

拂金ノ十分ノ七以内ノ金額ヲ融通ス但シ貸付期間ハ證券販賣契約期限ノ範圍ニ於テ九十日ヲ

限度トシ貸付クルモノトス若シ契約期間滿期迄ニ返済ヲナササルトキハ賣渡證券ヲ質物トシ

テ預リ置クモノトス

第十一條 賦拂金總額ノ三分ノ二以上ヲ延滞ナク拂込ミタルモノニ限り第九條ノ例ニ據リ解約

ノ請求ニ應ス

第十二條 買主カ契約有效中萬一死亡若ハ火災等ニ罹リ引續キ賦拂金拂込不能トナリ解約請求
ノ場合ニハ既收賦拂金ノ全部ヲ返還ス

第十三條 契約證券ノ讓渡ニハ相續ニ依ル外凡テ當社ノ承認ヲ要ス

第十四條 證券ノ再交付ニハ金貳拾錢名義書換ニハ金拾錢ヲ手数料トシテ申受ケ尙再交付ノ場
合ハ手数料ノ外印紙稅トシテ契約額ノ萬分ノ五ニ相當スル金額ヲ要ス

第十五條 買主カ契約滿期迄遲滞ナク賦拂金ヲ拂込ミタルトキハ契約滿期ノ際賣渡證券ノ交付
ト同時ニ左ノ割合ニ據ル金額ヲ贈呈ス但シ賣渡證券ノ時價壹百圓ヲ超ユルトキハ之ヲ贈呈セ
ス又證券時價ト左記金額トヲ合シテ額面ヲ超ユル場合ハ其超過額ヲ減スルモノトス

一、三年契約 金六圓四拾錢

二、五年契約 金拾圓

以 上

年 月 日	讓渡人住所氏名	讓受人住所氏名	社長氏名印
大正 月 日			
大正 月 日			
大正 月 日			

表面記載ノ契約額約款ニ基キ正ニ領收候也

大正 年 月 日

住 所

受 取 人

(3) 書入抵當金借用證書
 一金千八百五拾圓也 但利息年壹割

此抵當物件

東京府東京市芝區琴平町五番地

一、木造瓦葺平家住宅

宅地二十坪内建設

壹棟

此 建 坪

拾 八 坪

右物件ヲ書入抵當トシテ前書之金圓正ニ借用致候處確實ナリ然ル上ハ大正十二年十二月三十一日限り無相違返済可致候期日ニ至リ借主旅行又ハ其他ノ事故有之返金難相成時ハ保證人ハ借主ト連帶ノ義務ヲ負擔シ速ニ辨済ノ處置致シ貴行ニ對シ聊カ御迷惑相懸ケ申間敷候利子ノ儀ハ毎月廿五日限り無遅延支拂可申候若シ一ヶ月分タリ共延滞候時ハ返済期日ニ不拘其月ノ末日ヲ以テ期限ト定メ元利金悉皆完済ノ御請求ヲ受クルモ一切異議申間敷爲後日家屋書入金圓借用書仍テ如件

東京市芝區琴平町五番地

大正十二年七月二十日

借 主 三 河 未 吉

同 町八番地

連帶保證人 伊 勢 濱 吉

東京市芝區櫻田伏見町拾貳番地

株式 東京銀行

專務取締役 金有力 吉殿

收入
印紙

(4) 雜作物件賣渡證

一金五百圓也

賣渡物件目錄

- 一、店戸 棚 貳ヶ所家屋ニ定着ノ儘
- 一、店用陳列棚貳ヶ所 同 上
- 一、電燈瓦斯取付貳ヶ所 同 上

右ハ東京市芝區田村町二百八十六番地所在家屋内ニ取付存在スル拙者所有ノ前記雜作物件ヲ借家權ト共ニ前記金額ヲ以テ貴殿ニ賣渡シ代金正ニ受取候處確實也後日該物件ニ對シ何等ノ

故障等一切無之候萬一故障等有之節ハ拙者速ニ罷出テ諸事埒明ケ毫モ貴殿へ御損耗且御迷惑相懸申間敷候爲後日雜作物件賣渡證仍テ如件

但シ該家屋ハ拙者ノ所有ニ有之候

大正十二年七月十二日

東京市芝區田村町二百八十三番地

村 松 金 七

東京市麻布區谷町二百十二番地

松野 金 彌殿

(5) 貸家敷金領收之證

一金五百圓也

右ハ 番地ノ内所在 ヲ賃貸致シタルニ付其貸家敷金トシテ前記金額正ニ受取

候處確實也就テハ貴殿御都合ニ依リ後日他へ移轉ノ節ハ双方立合故障無ク家屋明ケ渡シノ上
賃貸料ニ延滞又ハ建物及雜作物ニ損害ノ箇所無之時ハ直ニ此證引替ニ御返戻可申候貸家敷金
領收ノ證仍テ如件

但シ該敷金有之共貸貸料ハ毎月二十八日限り受取ヘキハ勿論尙貴殿借家居住中ハ敷金ヲ貸
貸料ニ充當並ニ質權設定ノ義堅ク御斷リ申候又貸家移轉後ハ此證無效タル可キ事尙此敷金
ハ貴殿ノ過失ニ依リ萬一自火ヲ發シタルトキハ其損害賠償ノ一部トシテ收受シ返還不致候
也

年 月 日

殿

第二節 定額制に依る税率

定額制に
依る税率

税法第四條に依る證書及帳簿に關しては同法所定の定額税を課するものにして左の區分に依
るものなり。

税額一錢
の證書帳簿

第一 税額一錢の證書帳簿

之に屬するものは多少公益的、社會政策的の意味あるものとす。

(一)貯蓄銀行法第一條の貯金又は積立金に付發する貯金通帳及積金通帳、積金證書

貯蓄銀行は零細の資金を蒐集し貯蓄を奨励する目的を有するものなり。貯蓄銀行に付ては

貯蓄銀行法の制定さるゝありて普通の銀行とは全然別個のものにして貯蓄銀行の活動範圍
は嚴重に制限され、準備金、貸付金額等に付嚴重なる取締を受くるものなり。

預金とは同法第一條第一項第三號に該當するもの、積金とは同第四號に該當する「或期間
に或金額を積んで置けば或金額を渡す」と云ふものにて、積立金額と後に渡す金額との差
は恰も利息に相當するものとす。

積金證書にて記載金高十圓未満のものに印紙税を課せざること第二條に依るは當然とす。

(參照) 貯蓄銀行法第一條 左に掲ぐる業務を營む者は之を貯蓄銀行とす。

- 一、複利の方法に依り預金を受入るること
- 二、一回十圓未満の金額を預金として受入るること
- 三、豫め拂戻の期間を定め定期に又は一定の期間内に於て數回に金錢を受入るること
- 四、期限を定めて一定金額の給付を爲すことを約し定期に又は一定の期間に於て數回に金
錢を受入るること (以下略)

(二)産業組合の貯金通帳

産業組合は小企業家乃至は中産以下の者より成立し互に各自の企業又は家計を共にし、之を

援助せんとする組合なり。産業組合法は産業組合を社團法人として認め、其の目的に従つて信用、購買、販賣、利用の四組合に分てり。條文に産業とあるは企業乃至は營利の意味で、經濟とあるは個人經濟即ち家計の意味なり。

(參照) 産業組合法第一條 本法に於て産業組合とは組合員の産業又は其の經濟の發達を企圖する爲左の目的を以て設立する社團法人を謂ふ

- 一、組合員に産業に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得せしむること (信用組合)
 - 二、組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之を賣却すること (販賣組合)
 - 三、産業又は經濟に必要な物を買入れ之に加工し若は加工せずして又は之を生産して組合員に賣却すること (購買組合)
 - 四、組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしむること (利用組合)
- 是等の貯金を受入れたる時に發する貯金通帳が茲に云ふ貯金通帳なりとす。

(三) 産業組合又は住宅組合の發する出資證券
産業組合に關する説明は(二)にて既に之を爲せり。

住宅組合とは組合員に對し安く住宅(一人の組合員に供給する住宅は一戸に限り、其の一戸

の建坪は五十坪を超ゆるを得ず)を供給して住宅難を緩和する目的を以て成立せる法人なり。

(參照) 住宅組合法第二條 住宅組合は前條の目的を達する爲め左の事項を行ふことを得

- 一、住宅用地の取得、造成若は借受又は組合員に對する貸付若は讓渡
- 二、住宅の建設又は購入

さて産業組合も住宅組合も其の基本金を組合員の出資に仰ぐものなり、其の出資に對して發する證券を出資證券とす、而して其の記載金高が十圓未滿のもの又は金高の記載なきものは印紙税を課せず。

(出資證券様式)

第	號
有限責任	購買組合
武藏野社	出資券
一、出資	口
此金額	圓
	殿

拂込回数	拂込月日	拂込金額	理事 證 印
第一回			
第二回			

右本組合ノ定款ヲ承認シ出資

口ヲ有シタル證トシテ此券ヲ交付ス

大正 年 月 日

有限責任 購買組合理 武 藏 事 野 社 長

(四) 農業倉庫證券

農業倉庫證券とは農業倉庫業者が作成する預證券、質入證券、倉荷證券を指稱す、農業倉庫業法は是等の證券には「農業倉庫證券」なる文字を記載することを規定せり。

農業倉庫業とは農業者が作った穀物、藪又は小作料として取り入れた穀物を倉庫に保管するものにして産業組合、農會、農業の發達を目的とする公益法人並に市町村及之に準すべきものにあらざれば營むことを得ず、又それを營む場合に於ても營利の目的を有することを得ざるものとす。

税額二錢の證書

(参照) 農業倉庫業法第一條 本法に於て農業倉庫業者とは農業を營むものが其の生産したる穀物若は藪を又は土地に付權利を有する者が小作料として受けたる穀物を所有する場合に於て其の者の爲に本法に依り之を倉庫に保管する者を謂ふ (以下略)

第二 税額二錢の證書

(五) 委任状

委任とは「甲が乙に或法律行爲又は法律行爲でない事務を爲すことを委託し、乙が之を承諾する契約」(民六四三、六五六参照)にして此の契約を證する爲めに作成する證書を委任状と云ふ。

法律上委任とは一種の債權契約にして其の内容は「委任を受けた者に單に或る行爲をなさしむること」を約束し委任を受けた者は「委任の本旨に従ひ、充分の注意を以て委任事務を處理する義務」を負ふものなり。

近來委任すべき事柄のみを明記し委任者を定めざる所の白紙委任状を使用せるものあり、是も一種の委任状としての效力を認め居れり。

白紙委任狀

委任狀

三

印紙 委任狀

印紙 委任狀

拙者儀 ヲ以テ部理代人ト定メ左ノ權限ヲ代理爲致候

拙者儀何之誰ヲ以テ代理人ト定メ左ノ權限ヲ委任ス

一、東京瓦斯株式會社新株拾株賣渡候ニ付名義書換等總テノ手續代印調理ノ件
右代理委任狀仍而如件

一、朝鮮移出醬油ニ關スル手續一切ノ件
右代理委任狀仍而如件

大正 年 月 日 氏 名印

大正 年 月 日 住所 氏 名印

(參照) 民法第六四二條 委任は當事者の一方が法律行爲をなすことを相手方に委託し相手

方が之を承諾するに因りて其の效力を生ず

民法第六五六條 本節(委任)の規定は法律行爲に非る事務の委託に之を準用す

第三 税額三錢の證書帳簿

(六)約束手形 (七)爲替手形

簿の税額三錢證書帳

我商法上手形とは爲替手形、約束手形、小切手の三あり(商四三四)手形は「或金額の支拂を目的とする證券」にして其の發行者を振出人と謂ひ、其の金額の支拂を受くべき人として定められた人を受取人と謂ふ。約束手形は振出人が自分で其の金額を支拂ふべきことを定め振出人自ら主たる債務者となるものなり。之れに反し爲替手形と小切手は振出人が「或第三者をして支拂を爲さしめること」を約し「其の第三者に支拂をすることを頼む」ものにして其の支拂を爲すものを支拂人と謂ふ。

爲替手形と小切手とは外觀上酷似せるが、爲替手形は一種の信用證券なるに對し小切手は單純なる支拂用具にて極めて短期間の流通にて種々の點に付て爲替手形と異なりたる取扱を受け居れり、爲替手形の内には振出人が自分を支拂人とした自己宛手形と云ふものあるも是は矢張り爲替手形にて約束手形にあらず、又物品の賣主たる振出人が其の買主を支拂人とし運送中の物品を擔保として振出した爲替手形を荷爲替手形と謂ふ。

印紙税の關係に付ては約束手形の記載金高十圓以上のものには三錢の印紙を貼用すべく小切手には印紙を要せず、又手形としての要件を缺いたものは手形にあらずれば税額萬分の五の率に依るものなり。

(参照) 商法第五二五條 約束手形には左の事項を記載し振出人之に署名することを要す

- 一、其の約束手形たることを示すべき文字
- 二、一定の金額
- 三、受取人の氏名又は商號
- 四、單純なる支拂の約束
- 五、振出の年月日
- 六、一定の満期日
- 七、振出地

(参照) 商法第四四五條 爲替手形には左の事項を記載し振出人之に署名することを要す

- 一、其の爲替手形たることを示すべき文字
- 二、一定の金額
- 三、支拂人の氏名又は商號
- 四、受取人の氏名又は商號
- 五、單純なる支拂の委託

六、振出の年月日

七、一定の満期日

八、支拂地

(参照) 商法第五三〇條 小切手には左の事項を記載し振出人之に署名することを要す

- 一、其の小切手たることを示すべき文字
- 二、一定の金額
- 三、支拂人の氏名又は商號
- 四、受取人の氏名若は商號又は所持人に支拂ふべきこと
- 五、單純なる支拂の委託
- 六、振出の年月日
- 七、支拂地

(八) 銀行預金證書

銀行預金證書とは銀行が金を預つた場合其の預入に對して發行する證書にして記載金高十圓未滿は印紙税を要せず數回の預入に對して發行し、預入の度毎に記入し繼續して使ふものは

預金通帳に該當す。預金とは定期預金、當座預金、通知預金等何れも該當するも貯蓄銀行の積金證書は本節(一)に述べたる通り税額一錢なり。

郵便貯金に關する書類には總て印紙税を要せず。(郵便貯金法一七)

銀行條例第一條 公に開きたる店舗に於て營業として證券の割引を爲し又は爲替事業を爲し又は諸預り及貸付を併せ爲す者は何等の名稱を用ゆるに拘はらず總て銀行とす

中	第3559號	定期預金證書	澤
銀	一金	但利息割合金百圓に付壹ヶ年金 右金額裏面記載の約定に従ひ 間定期預金として正に預り申候 大正 年 月 日 此證書引換に元 利息相渡可申候仍而證書如件 大正 年 月 日	行
株式會社中澤銀行			

約 定
表書之元金並左記利息正に受取候也 利息金 大正 年 月 日

(九)産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書

産業組合の意義は本節(二)に説明せり。産業組合聯合會とは産業組合又は産業組合聯合會が集りて構成する社團法人にて、産業組合同様信用、販賣、購買、利用の四種あり。(産業組合法七六條二項)

産業組合の發する貯金通帳は本節(二)に示せる通り税額一錢なるが貯金證書は聯合會の發するものと同じく三錢なり。但し双方共記載金高十圓未滿のものには印紙税を要せず。

(参照) 産業組合法第七六條第二項 産業組合聯合會は産業組合又は産業組合聯合會を以て之を構成す、但し信用組合聯合會は同種の事業を行ふ聯合會を以て販賣組合聯合會及購買組合聯合會は同種の事業を行はざる産業組合又は産業組合聯合會を以て之を構成することを得ず

(一〇)産業組合聯合會の發する出資證券

(三)に説明せる産業組合の發する出資證券と其の性質同じきものなり。而して記載金高十圓未滿のものど金高の記載のないものに印紙税を要せざるは産業組合の場合に同じ。

(一一)船荷證券

(二二) 運送貨物引換證

此の二つは其の性質極めて似たるものにして、船荷證券は荷送人又は備船者の請求に依て船長又は之に代る者（船舶所有者は船長以外の者に船長に代つて船荷證券を交付することを委任することを得商法六二二）が運送品の船積後直ちに交付する證書なり。

此の場合に交付する船荷證券は一通若は數通のことあり（商六二〇）陸揚港以外に於ては全部の返還を受けた場合に貨物を引渡し、陸揚港に於ては其の内の一通を所持する人が請求すれば貨物を引渡すべきものとす（商六二四、六二五）。かく數通の船荷證券が發行されし時は其の内の一通に印紙を貼用するものとす。

運送貨物引換證は運送人即ち「陸上又は湖川、港灣に於て物品又は旅客の運送を爲すを業とする者」（商三三一）が運送すべき貨物を受取つた場合に荷送人の請求に依て交付する證券にして（商三三三）此の證券引換に貨物を渡すものなり（商三四四）運送貨物引換證は通常甲、乙、丙三枚續きの印刷にて作成す。（甲）は運送貨物引換證としての效力ある部分にして印紙は之に貼付す。（乙）は運送中の貨物に對して引換證に發したことの通知に代へ送狀に添付して荷受人に送付するもの。（丙）は原符として運送人の手許に保留するものなるが是等（乙）

（丙）には印紙の貼用を要せず。

運送人が貨物引換證を發行すると同時に荷送人は運送狀を作成す、是は（三〇）に述ぶる「送り狀」に屬するものとす、船荷證券も貨物引換證も形式の矢筈しい流通證券で其の形式は商法六二二條、同第三三三條に定めあり、記名式の場合にも裏書禁止のなき限り裏書に依て讓渡することを得（商三三四ノ三、六二九）、證券が讓渡さるときは運送品も讓渡さるるものなり。而して是等の證券は全然貨物を代表するものにして、運送人に關する事項は運送人と所持人との間に於ては全然證券の記載する所に依つて定まり、運送人と最初の荷主との間に如何なる契約あるもそれは全然關係なくなるものとす（商三三四、六二九）。尙ほ裏書、證券に併記した受取書、拒絕證書、複本及び謄本等には印紙を要せず、尙ほ之に付ては手形の項を参照すべし。

（参照）商法第六二二條 船荷證券には左の事項を記載し船長又は之に代はる者署名することを要す。

一、船舶の名稱及び國籍

二、船長が船荷證券を作らざるときは船長の氏名

- 三、運送品の種類重量若くは容積及び其荷造の種類、箇數並に記號
 - 四、備船者又は荷送人の氏名又は商號
 - 五、荷受人の氏名若くは商號
 - 六、船積港
 - 七、陸揚港但發航後備船者又は荷送人が陸揚港を指定すべきときは其之を指定すべき港
 - 八、運送賃
 - 九、數通の船荷證券を作りたりたる時は其員數
 - 十、船荷證券の作成地及び其の作成の年月日
- (參照) 商法第三三三條 運送人は荷送人の請求に依り貨物引換證を交付することを要す貨物引換證には左の事項を記載し運送人々に署名することを要す
- 一、前條第二項第一號乃至第三號に掲げたる事項(一)運送品の種類重量又は容積及び其の荷造の種類個數並に記號、(二)到達地、(三)荷受人の氏名又は商號
 - 二、荷受人の氏名又は商號
 - 三、運送賃

四、貨物引換證の作成地及び其の作成の年月日

(一三)倉庫證券

倉庫證券とは倉庫營業者が寄託者に交付する預證券、質入證券及倉荷證券の三つを總稱するものなり、倉庫營業者とは他人の爲めに物品を倉庫に保管することを業とする者なり(商三五七)。倉庫業者は物品の預け主即ち寄託者の請求あるときは預けた品に對する預證券と質入證券を交付するの義務あり(商二五八、三五九)又寄託者が預證券及質入證券に代へて此の二つを兼ねた倉庫證券を要求するときは之れを交付することを要す(商三八三ノ二)。是等證券は貨物引換證と同じく形式の矢筈ましい流通證券にて記名式の場合にも裏書禁止の無き限り裏書に依り讓渡し又は質入することを得るものとす。而して最初には三つの證券を一緒に附けざれば讓渡すことを得ざるも一旦質入すると二つの證券は別々に流通す(商二六四)。即ち其の後は預證券の所持人は品物の所有者、質入證券の所有人は品物の質権者となり、其の品物の處分は必ず是等の證券に依ること、所持人と倉庫業者との間に於ては寄託に關する事項が是等證券の記載する所に依り定まること等は貨物引換證と同一なり(商三三四ノ二及三、三六五)。

是等證券にはその一通毎に印紙を貼用するものにて預證券又は質入證券の所持人が倉庫營業者に對し寄託物を分割し各部分に對する證券を要求したる時は(商三六一)同じく各通毎に貼用して交付するを要す、尙裏書、證券に併記した受取書、拒絶證書、複本、謄本等には印紙を要せず之に付ては手形の項を参照すべし。

(參照) 商法第三五九條 預證券及質入證券には左の事項及番號を記載し倉庫營業者之に署名すること要す

- 一、受寄物の種類、品質、數量及其の荷造の種類箇數並記號
- 二、寄託者の氏名又は商號
- 三、保管の場所
- 四、保管料
- 五、保管の期間を定めたるときは其の期間
- 六、受寄物を保險に付したる時は保險金額保險期間及保險者の氏名又は商號
- 七、證券の作成地及其の作成の年月日

(一四) 保險證券

保險證券とは保險契約を結んだ證據として保險者より保險契約者に與へる證書なり。

保險と云ふことの意義は經濟上から云つても法律上から云つても却々むづかしいので特に損害保險と生命保險とは根本の性質を異にするを以て之を一口に定義することは容易ならず、依つて我が法律は此の二つのものを別々に定義し居れり。即ち損害保險契約は何か偶然の事故に因つて乙と云ふ人に損害が起つた場合に甲と云ふ人が補償を與へると云ふことを約し、乙は甲に報酬を與へることを約する處の契約なり(商三八四)又生命保險契約は甲が「乙又は丙が死んだら或金額を支拂ふと云ふことを乙に約し」又は「乙が或る年齢まで生き延びたら或金額を乙に與へる」と云ふやうなことを約し之に對して「乙が報酬を與へることを約する」契約なり(商四二七)。是等の場合の甲のことを保險者と云ひ乙を保險契約者と云ひ「死ぬべき人」又は「生き延びる人」を被保險者と云ひ、受くべき金額を保險金と云ひ報酬のことを保險料と云ふ。保險業法は政府で行ふ場合の外株式會社又は相互會社でなければ保險事業を營むことが出来ない旨を定めあるを以て(保險業法二)保險者は常に會社なり。保險證券は斯の如き保險契約の證據として作成するものなるを以つて(商四〇三、四二〇、四二五、四三〇、六一一)他人に讓渡すること能はず。

(参照) 商法第四〇三條 (損害保険)の保険者は保険契約者の請求に因り保険証券を交付することを要す

保険証券には左の事項を記載し保険者之に署名することを要す

- 一、保険の目的
- 二、保険者の負擔したる危険
- 三、保険價額を定めたるときは其の價額
- 四、保険金額
- 五、保険料及其の支拂方法
- 六、保険期間を定めたる時は其の始期及終期
- 七、保険契約者の氏名又は商號
- 八、保険契約の年月日
- 九、保険証券の作成地及其の作成の年月日

(参照) 同第四二五條 運送保険証券には第四〇三條第二項に掲げたる事項の外左の事項を記載することを要す

- 一、運送の道筋及方法
- 二、運送人の氏名又は商號
- 三、運送品の受取及引渡の場所
- 四、運送期間の定めある時は其の期間

(参照) 商法第四三〇條 生命保険証券には第四〇三條第二項に掲げたる事項の外左の事項を記載することを要す

- 一、保険契約の種類
- 二、被保険者の氏名
- 三、保険金額を受取るべきものを定めたるときは其者の氏名

(参照) 商法第六六一條 海上保険証券には第四〇三條第二項に掲げたる事項の外左の事項を記載することを要す

- 一、船舶を保険に付したる場合に於ては其の船舶の名稱、國籍並に種類、船長の氏名及發航港、到着港又は寄航港の定めあるときは其港名
- 二、積荷を保険に付し又は積荷の到達に因りて得べき利益若くは報酬を保険に付したる場

合に於ては船舶の名稱、國籍並に種類船積港及陸揚港
 政府が社會政策的施設として簡易生命保險、健康保險等を經營せり、是等の保險に關する書類には總て印紙税を要せず(簡保法三二、健保法六)。但し是等に付いては保險證券のみならず關係書類の總てに付ても無税とす。又保險契約を結ぶ場合に提出する保險申込書にも印紙税を要せず。

火災保險證券の表

裏

火災保險證券	
保險契約者	保險ノ目的ノ所有者
一、保險金額	領收濟
一、保險料	自 年 月 日 午後四時
一、保險期間	至 年 月 日
一、保險ノ目的	所在
一、保險目的	建物ノ構造及用方
一、保險金支拂場所	納ル
當會社ハ大正 年 月 日 前記ノ通り火災保險ノ契約ヲ結ビ保險料ヲ領收シタルヲ以テ此證券裏面ニ記載ノ約款ニ據リ右保險ノ目的ノ火災ヲ保險スルモノ也	
大正 年 月 日	ニ於テ作成ス
東京海上火災保險株式會社	

火災普通保險約款	
第一條 當會社ハ此約款ニ從ヒ火災ノ爲ニ保險ノ目的ニ生シタル損害ヲ填補スルモノトス	
第二條 略	
第三條 略	
(以下略)	
第二十六條 略	

(一五)株 券

株式會社の資本は株式に分たれ(商一四三)而して株主は自己の引受けたる株式金額又は讓受けたる金額の限度に於て責任を負ふに過ぎざるものとす(商一四四)。株式會社を設立する場合には七人以上の發起人を要す(商二一九)發起人が株式の總數を引受け、第一回の拂込をなしたる時は會社は直に成立し、若し總數を引受けざる時は株主を募集し(商二二六)株主が集り第一回の拂込を爲せば直に創立總會を開き、創立總會が終ると共に株式會社は成立す(商一三九)又株式會社が資本を増加する時は、株主總會の特別決議に依り新式を募集す、此の場合には優先權(普通の株式よりも配當の割合を多くするか其の他の特權を與へた株式)を發行することあり。是等の場合本店の所在地にて登記を終ると(商一四一、二二七)株券と云ふ有價證券を發行するものとす(商一四八、二一八)。株券には左の事柄と番號を記載し取締役之に署名するものとす(商一四八)。

- 一、會社の商號
- 二、第一四一條第一項の規定に従ひ本店の所在地に於て登記をなしたる年月日
- 三、資本の總額

四、一株の金額

新株発行の場合優先株を発行する時は其の株主の権利をも記入するものとす(商二一八)。株式金額は五十圓以上にして、又一株の金額は均一なるを要す(商一四五)。株金は多く四回に分けて拂込を爲すものなるも一回毎に其の金額を株券に記載することを要し(商一四八)金額の拂込が終了したる場合には株主は記名式を無記名式と爲すことを請求することを得、株式は特別の定めなきときは自由に他人に譲渡することを得るも其の場合には新株主の住所氏名を株主名簿に記載し、氏名を株券に記載して其のことを證明す。此場合一は印紙を貼用するの要なし。

(一六)債 券

株式會社は拂込株金額に達するまでの社債を募集することを得、但し會社の現在財産が拂込金額以下となりたる場合には社債の發行額も現在財産額を超ゆることを得ず(商二〇〇)又社債を發行するには定款變更と同じく株主總會の特別の決議を要す(商二〇九)。社債全額が拂込まれたる場合には、債券を發行す債券には會社の商號及左の事柄を記載し取締役が之に署名するものとす(商二〇五、一七三)。

一、債券の番號

二、社債の總額

三、各社債の金額

四、社債の利率

五、社債償還の方法及期限

記名社債を譲渡した場合には新取得者の住所氏名を社債原簿に記載し且つ其の氏名を債券に記載して之を證明す(商二〇六)此場合には一々印紙を貼る必要なし。社債全額を拂込みたる場合には社債権者は何時にても無記名式を記名式となすことを請求し得ること株券の場合と同じ、尙勸業銀行、興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行等の債券に付ては、それらの法律にて特別の規定あるも、印紙税の關係は普通の債券と異りたることなし。唯貯蓄債券及其の引換證に對しては印紙税を要せず(貯蓄債券法六條)。

(一七)相互保險會社の發する基金證券

相互保險會社は社員の出したる基金を基礎とし、被保險者となるには其の社員となるべき保險會社なり。従て保險者と被保險者が同じきものにて營利を目的とせず、相互會社の社員の

數は百人を下ることを得ざるとす(保險業法二九)。又基金は十萬圓以上たることを要し、基金を支拂ふには金錢たることを要す(同法二八)。恁う云ふ基金を醸出したる證據として相互會社の發する證券が即ち基金證券なりとす。

(一八)株式申込證

(一九)社債申込證

會社設立の爲め株式募集、増資の爲の株式募集、又は社債の募集の場合、之に應ずる者はそれ／＼商法一二六條、二二二條ノ三、二〇三條に定めある申込證を會社に差出すものとす、是等の申込證は二通作成するものなるが船荷證券を數通作つた場合に其の内の一枚に印紙を貼用すると同じく二通の内の一通に印紙を貼用すべきものとす、又滿洲に在住する日本人には印紙税法の適用無き故其れ等の土地で滿鐵の株式や社債の申込證を作成するも其の申込證には印紙税を要せず。

(參照) 商法第一二六條 株式の申込を爲さんとする者は株式申込書二通に其の引受くべき株式の數及住所を記載し之に署名することを要す

株式申込證は發起人之を作り之に左の事項を記載することを要す

一、定款作成の年月日

二、第二百十條及第二百二十二條に掲げたる事項

(會社の目的、商號、資本の總額、一株の金額、取締役が有すべき株式の數、本店及支店の所在地、會社が公告を爲す方法、發起人の氏名住所、存立時期又は解散の事由、株式の額面以上の發行等)

三、各發起人の引受けたる株式の數

四、第一回拂込の金額

五、一定の時期迄に會社が成立せざる時は株式の申込を取消すことを得べきこと、額面以上の價格を以て株式を發行する場合に於ては株式申込證に引受價額を記載することを要す

(參照) 商法第二一二條ノ三 株式申込證は取締役之を作り之に左の事項を記載することを要す

一、會社の商號

二、増加すべき資本の總額

- 三、資本増加の決議の年月日
 - 四、第一回拂込の金額
 - 五、額面以上の價額を以て株式を發行する場合に於ては其の旨
 - 六、前條の規定(現物出資に關する規定)に依り決議したる事項
 - 七、優先株を發行する場合に於ては其の種類及其の各種の株式の數
 - 八、一定の時期までに資本増加の登記を爲さざる時は株式の申込を取消すを得べきこと
- 數種の優先株を發行する場合に於ては株式申込人は株式申込證に其の引受くべき株式の種類及各種の株式の數を記載することを要す
- (參照) 商法第二〇三條 社債の募集に應せんとする者は社債申込書二通に其の引受くべき社債の數及住所を記載し之に署名することを要す
- 社債申込證は取締役之を作り之に左の事項を記載することを要す
- 一、會社の商號
 - 二、第一七三條第三號乃至第七號に掲げたる事項(社債の總額、各社債の金額、社債の利率、社債償還の方法及期限、數回に分ちて社債の拂込をなさんとする時は其の拂込の金額

及時期)

- 三、社債發行の價額又は其の最低價額
 - 四、會社の資本及拂込みたる株金の總額
 - 五、最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産の額
 - 六、前に社債を募集したる時は其の償還を終へざる額
- 社債發行の最低價額を定めたる場合に於ては社債應募者は社債申込證に應募價額を記載することを要す

三錢印紙
貼用消印

(1) 株式申込書 ()

一、日本塗料製造株式會社株式 株

此申込證據金壹株ニ付金貳圓五拾錢總計金 也

右株式引受申度定款及左記事項承諾ノ上申込候也

大正 年 月 日

第三章 課稅率

住所 (氏名)

日本塗料製造株式會社發起人御中

一、定款ノ作成 大正 年 月 日 一會社ノ商號

一、會社ノ目的

一 二 三 四

日本塗料製造株式會社創立事務所

○注意 此申込證は必ず二通御差出しのこと

社債申込證の表

(2) 社債 申 込 證

一、東京電燈株式會社社債額面 圓 也

發行價格額面百圓ニ付金九拾六圓ノ割

申込證據金 圓但額面百圓ニ付金三圓ノ割

社債券種類ハ可成左記ノ通御割當相成度候

- 一 壹千圓券 通
- 一 五百圓券 通
- 一 壹百圓券 通

右裏面記載ノ事項承認ノ上前記證據金相添へ此段申込候也

大正 年 月 日 住 所

申 込 人

東京電燈株式會社御中

者 扱 取

社債申込證の裏

- 一 社債ノ總額 金五百萬圓
- 一 社債ノ利率 年七分
- 一 社債ノ發行價格 額面百圓ニ付金九拾六圓
- 一 各社債ノ金額
- 一 社債償還ノ方法及期間
- 一 利子支拂方法

- 一 申込證據金
- 一 申込期間
- 一 募入方法
- 一 拂込日
- 一 拂込延滞利息
- 一 會社ノ商號
- 一 資本金
- 一 現在財産
- 一 申込及拂込場所

大正 年 月 日

取扱店 東京電燈株式會社
取締役社長

(二〇)地上權、永小作權、又は地役權に關する證書

此の三つの權利は所謂他物權に屬するものなり。他物權とは他人の所有物の上に存在して其の物の所有權を制限する權利なり。他物權の中には債權を擔保する働きをする擔保物權と、

使用、收益を目的とする用益物權とあるも、我國の法律で認めてゐる用益物權は地上權、永小作權、地役權、入會權なりとす。

(イ) 地上權とは他人の土地に於て工作物又は竹木を所有する爲めに其の土地を使用する權利(民二六五)なり。即ち建物、池、築山等の工作物や竹木を所有する爲めには必ず其の土地を使用するの要あり。土地の所有權なきも之を使用する權利あるもの其の權利が即ち地上權なり。

(ロ) 永小作權とは小作料を拂つて他人の土地に耕作又は牧畜を爲す物權なり(民二七〇)即ち地上權は其の土地の上に工作物や竹木を所有することを目的とするものなるが、永小作權は其の土地の上で耕作や牧畜をすることを目的とす。而して永小作權と土地の賃借權とは外觀上酷似し契約書の文言其の他一切の事情に依て當事者の意思を推定せざるときは區別し得ず。勿論法律上の性質より云ふときは永小作權は物權にして賃借權は債權なれば全く其の性質異なるも實際上其の區分困難なり。唯永小作權の存續期間は三十年以上五十年以下にして賃借權は二十年を超ゆるを得ざるの區別あるも二十年と定めたる場合は之も區別の標準とならず。

(ハ) 地役権とは設定行為にて定めたる適法の目的に従ひ他人の土地を自己の土地の便益に供する物権なり(民二八〇)。例へば自分の家から自分の畑に行く爲めには如何しても他人の地所を通らねばならぬと云ふ場合に其の他人の地所を通行し得ると云ふが如き権利なり、而して其の便益は單に通行と云ふことに止まらず水を汲む爲めにも景色を見る爲めにも法律上不法のものでない限り如何なる目的も定めることを得る。

(参照) 民法第二六五條、地上権者は他人の土地に於て工作物又は竹木を所有する爲め其の土地を使用する権利を有す

同第二七〇條 永小作人は小作料を拂ひて他人の土地に耕作又は牧畜をなす権利を有す

同第二八〇條 地役権者は設定行為を以て定めたる目的に従ひ他人の土地を自己の土地の便益に供する権利を有す。但し第三章第一節中の公の秩序に關する規定に違反せざることを要す

本號は斯かる權利に關する證書に對するものなるが「關する」と規定せる故に權利の設定のみならず移轉にても消滅にても總て之に關係して當事者間に作られる證書に適用さるべきものとす。

外國人に對しては永代借地權と云ふ權利が認められあり永代借地及其の上に築造された建物に關する一切の法律行為に付て作成する證書、帳簿に付ては印紙税が免除せられ居れり(家屋税問題に關する國際仲裁々判事件判決)。

(二二) 使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書

(イ) 使用貸借とは一方の人が物を他人より受取り、それを無償で使つたり、その物から收益を得て、後で貸主に返還することを約する處の契約なり(民五九三)。即ち借主は使用料を拂ふ義務なきも、借りた物は毀したり消費したりせず返還するを要す。

(ロ) 賃貸借とは使用貸借と同一なるものの如きも借主が借賃を支拂ふ點に於て使用貸借と異れり(民六〇一)。又法律は賃貸借の期間は二十年を超えざることを定めあるを以て此の最長期間が過ぎたる時は、新に契約を締結するものとす。

(ハ) 雇傭とは一方の人が相手方に對して勞務に服することを約し相手方は之に報酬を與へることを約する契約なり(民六二三)雇傭は勞務に服すると云ふこと其れ自身を目的とする契約なるが故に請負の如く勞務の結果を提供することを目的とするものにあらず。

(ニ) 寄託とは一方の人が保管をさせる目的で物を引渡し、相手方は其の受取つた物を保

管すると云ふことを約する契約なり(民六五七)。保管とは其の預つた物を常に自分で持つてゐて、始終注意して毀れたり無くなつたり、腐つたりしない様に氣を付けることなり。而して預けた方の人を寄託者と云ひ預つた方の人を受寄者と云ふ。寄託は報酬を與へないのが原則なるも特約で報酬を與ふるも差支なく、又實際には多く報酬を與ふるを普通とす。國税を滞納した者の財産を差押へた場合に出させる保管證や間接國税(酒税、賣藥税、醬油税、織物消費税、砂糖消費税、印紙税等)の犯則をした者の犯則物件を差押へた場合に出させる保管證も矢張り寄託に關する證會なるが是等には印紙税を要せず(國税徴收法二條、間接國税犯則者處分法七條)。

(ホ) 定期金とは或人が死ぬまで或は一定の時期の間、或は一定の時期毎に正しく繰返して金銭其の他の物を與へることにして、契約に因て此の債權が発生することもあり(民六八九以下)又遺贈に因て生ずることもあり(民六九四)本號は是等の契約又は單獨行爲に關して當事者が作つた證書を指すものとす。

敷金 は不動産の賃借に付き借主の義務を擔保する爲め豫め授受さるゝ金銭のことなるが其の預證の性質に付ては種々の場合ありて必ずしも一定せず。

一般的には單に家屋賃借の附帶條件として敷金のことを書きたるときは「賃借に關する證書」として本號に該當するが、此の程度を超えて敷金に關聯して種々の約束をなしたるものは萬分の五の税率に依る證書に依るべきものなるべし。

(參照) 民法第五九三條 使用賃借は當事者の一方が無償にて使用及收益を爲したる後返還を爲すことを約して相手方より或物を受取るに因りて其の效力を生ず

同第六〇一條 賃借は當事者の一方が相手方に或物の使用及收益を爲さしむることを約し相手方が之に其の賃金を拂ふことを約するに因りて其の效力を生ず。

同第六二三條 雇傭は當事者の一方が相手方に對して勞務に服することを約し相手方が之に其の報酬を與ふることを約するに因りて其の效力を生ず

同第六五七條 寄託は當事者の一方が相手方の爲に保管をなすことを約して其の物を受取るに因りて其の效力を生ず

同第六八九條 終身定期金契約は當事者の一方が自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで定期に金銭其の他の物を相手方又は第三者に給付することを約するに因りて其の效力を生ず

(二二) 信託行爲に關する證書

信託行爲とは甲が乙に或財産を與へ乙をして其の財産を甲又は丙の爲めに管理若は處分させたりする行爲を云ふ(信託法一)。此の場合の甲を委託者と云ひ乙を受託者と云ひ、之に依て利益を受ける者(即ち甲又は丙)を受益者と云ふ。

信託行爲の結果其の財産は完全に受託者に移轉するものなるが、受託者は受益者の爲めに管理したり處分する義務を負ふ、信託の引受を營業として行へば商行爲となる。信託營業に付ては特に信託業法の制定さるゝあり。今日普通行はれ居る信託業務を擧ぐれば

- イ、清算人となりて解散又は破産處分を引受くること
- ロ、差配人となりて地所、建物、賃貸、賣却等の取扱を爲すこと
- ハ、諸有價證券を保管して夫れより生ずる利札及配當金の取立を爲すこと
- ニ、諸收入金を取立て委託者の爲其の支出を均一にすること
- ホ、裁判所に對する供託金の保管所となること
- ヘ、遺言執行者後見人管理人等の爲其の身元保證を引受くること
- ト、諸會社の株券發行書換、配當金支拂等を引受くること

チ、諸會社の事業を抵當として債權發行の引受を爲すこと
本號は信託行爲に關して當事者が作りたる總ての證書を指すものなり。

(參照) 信託法第一條 本法に於て信託と稱するは財産權の移轉、其の他の處分を爲し他人をして一定の目的に従ひ財産の管理又は處分を爲さしむるを謂ふ

(二三) 無盡に關する證書

無盡とは口數と金額とを定めて一定の時期に掛金を爲さしめ、一口毎に籤を抜き若は入札をするか或は之に似たる方法を行ひ、當つた者に對し最初に定めた金額を與ふることにて、頼母子講と云ひ昔より行はれてゐるものは今日云ふ無盡なり。

無盡を營業とする者及營業として無盡の管理をする者は無盡業者と謂ひ又本當の無盡でなくとも無盡に似た方法に依て金錢なり有價證券なりを與へることも又無盡と云ふ。唯賭博とか富籤とかに似たものは無盡にあらず(無盡業法一)。無盡を營むには大藏大臣の免許を要し無盡業法に依て嚴重なる取締を受けるものとす。

無盡に關する證書とは無盡契約書を初め總て無盡に關して當事者の作つた證書を包含す。

(二四) 定款又は組合契約書

(イ) 定款は社團法人の活動を定めたる規則なり。然し其の法律上の性質を嚴格に謂ふときは、社團法人の發起人が定款を定めて主務官廳に設立の許可を願ひ出た時には未だ設立行為の内容を成すものにして、登記を爲し正式に社團法人が成立すると同時に法人の規則と爲る。

會社も一種の社團法人なるが故に定款を要す、定款に付いては民法又は商法に嚴重なる規定が澤山あるに依り之に依りて作成すべきも、茲に注意すべきは印紙を貼るべき定款は基礎となる定款一通だけであると云ふことなり、定款の寫を澤山印刷してもそれに一々印紙を貼る必要なきものとす。

(參照) 民法第三七條 社團法人の設立者は定款を作り之に左の事項を記載することを要す

- 一、目的
- 二、名稱
- 三、事務所
- 四、資産に關する規定
- 五、理事の任免に關する規定

六、社員たる資格の得喪に關する規定

(參照) 商法第五〇條 合名會社の定款には左の事項を記載し各社員之を署名することを要す

- 一、目的
 - 二、商號
 - 三、社員の氏名、住所
 - 四、本店及支店の所在地
 - 五、社員の出資の種類及價格又は評價の標準
- 同第一〇六條 合資會社の定款には第五〇條に掲げたる事項の外各社員の責任の有限又は無限なることを記載することを要す

同第一二〇條 發起人(株式會社)は定款を作り之に左の事項を記載して署名することを要す

- 一、目的
- 二、商號
- 三、資本の總額

- 四、一株の金額
- 五、取締役が有すべき株式の數
- 六、本店及支店の所在地
- 七、會社が公告をなす方法
- 八、發起人の氏名、住所

同 第一二二條 左に掲げたる事項を定めたる時は之を定款に記載するに非ざれば其效なし

- 一、存立時期又は解散の事由
 - 二、株式の額面以上の發行
 - 三、發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名
 - 四、金銭以外の財産を以て出資の目的となす者の氏名、其財産の種類、價格及び之に對して與ふる株式の數
 - 五、會社の負擔に歸すべき設立費用及び發起人が受くべき報酬の額
- 産業組合(重要物産同業組合、住宅組合)を始め名義上組合なるも法人として認められてゐるもの澤山あり、それ等の組合の定款に付ては、その法律に規定しあり、其の規定は

茲に一々掲げざるも印紙税の關係より云ふときは總て本號に該當するものとす。

(ロ) 組合契約書 組合契約とは各組合員が共同の目的を達する爲めに共力することを約する契約なり(民六六七)。即ち組合員は「金銭其の他の財産又は勞務を出資するものなり。」

組合は單に數人の者が寄り集つて共力すると云ふことにして法人にあらず。従つて組合員の出資財産其の他組合財産は總組合員の共有たるものとす(民六六八)。

組合契約は普通書面に表はすものなるが之を組合契約書と云ふ。

(二五) 権利の變更に關する證書

権利の變更に屬するものは支拂期日を延長するとか、支拂地を變へると云ふやうな簡單なことに限り、變更と云ふ度を越えて全く新しい権利を創設する場合(例へば八千圓の請負契約金額を一萬圓に變へると云ふやうな場合)には新しい別のものとして其の性質を研究しそれぞれ何れに當るかを調べるの必要あり、今左に本號に當嵌まる證書の例を示すべし。

(1) 延期證

一、琴平小學校建築工事請負大正十五年四月二十日取結候
右大正十五年七月二十日竣功ノ處總テノ本證書面ノ約定ヲ繼續シ更ニ其ノ竣功期限ヲ大
正十五年八月二十日迄延期致候處實正也爲後日延期證書仍テ如件

東京市本郷區元町十番地

大正十五年六月二十日

請負人正田組 正 田 直 吉

東京市本郷區長 宮 坂 正 章 殿

(2) 返濟期日延期證

一、大正十四年十一月十日取結候金子借用證ノ返濟期日ハ大正十五年十一月十日ヲ以テ滿
期ノ處總テ本證書面ノ條件ヲ繼續シ更ニ大正十六年十一月十日迄返濟期日延期候處實正
也爲後日日期日變更證書仍テ如件

東京市小石川區竹早町一番地

大正十五年七月十日

金 光 幸 吉

東京市小石川區大塚町二三番地

大 島 兼 吉 殿

(二六) 追認又は承認に關する證書

追認又は承認の意義は既に説明せり。今左に之に關する證書の例を掲ぐべし。

(イ) 追認ニ關スル證書

(1) 代理權ナキ者ノ爲シタル契約書

大正十五年五月十日東京市芝區芝口一丁目三番地東野甲三カ拙者ノ代理人トシテ貴下ト商
品賣買契約ヲ締結致シ候處右東野甲三ハ拙者ノ代理人ニ非ラサルモ右契約ヲ拙者ニ於テ追
認スルヤ否ヤ確答スヘキ旨大正十五年六月五日御催告ノ趣右東野甲三ハ拙者ノ代理人ニ非
ラサルモ右契約ハ拙者ニ於テ追認致候此段御答候也

住 所

大正十五年六月十五日

氏 名

住 所

氏 名 殿

(2) 無能力者ノ行爲追認書

大正十五年五月十日貴下ト拙者所有ノ土地東京市小石川區南大塚町十一番地所在ノ宅地五十坪賣買契約締結候處契約當時拙者ハ未成年者ニシテ且右契約ニ付法定代理人ノ同意ヲ得ス依テ右契約ハ民法ノ規定ニ依リ取消得ヘキモノニ候得共拙者カ既ニ能力者ト爲リタル今日民法第二百二十二條第二百二十三條ニ依リ之レヲ追認候也

大正十五年十一月二十日

住 所

氏 名

氏 名 殿

住 所

(ロ) 承認ニ關スル證書

(1) 債務承認書

大正十三年一月十日附借用證書ヲ以テ借用致候金百圓及ヒ之レニ對スル大正十三年一月十日ヨリ大正十五年七月一日迄ノ利息返済ノ儀大正十五年十一月三十日迄御猶豫被下候ニ付テハ更ニ同日マテ同一割合ノ利息ヲ附シ必ス御返済可申依テ債務承認書差入候也

東京市芝區田村町八番地

田 村 國 太 郎

大正十五年七月一日

東京市淺草區柳原町三番地

三 宅 薫 一 殿

(2) 賣掛代金承認書

一金百圓也

但シ大大正十四年二月一日ヨリ同年十二月二十五日マテ白米七俵(四斗入)買受代金合

計額

一、右辨濟期 大正十五年一月十日

拙者ニ於テ貴下ニ對シ前記ノ債務ヲ負フコトヲ承認我候也

東京市麻布區筈町十番地

大正十五年一月一日

東京市四谷區信濃町三番地

川口春雄殿

長谷川富雄

(3) 定期金債務承認書

大正十五年六月三十日御請求ニ依リ大正十四年五月十日貴下ト拙者トノ間ニ爲シタル終身定期金契約ニ依リ拙者ニ於テ貴下ニ對シ尙ホ其債務ヲ負フコトヲ承認候也

東京市淺草區馬道町二丁目三番地

大正十五年七月一日

小澤幸一

東京府北豊島郡板橋町下板橋五番地

小栗武雄殿

(4) 占有者の権利承認書

東京府北豊島郡板橋町下板橋字白山五十二番地

一宅地 五十二坪

同郡同町大字同五十三番地郡富吉所有

前記ノ土地ハ大正元年前ヨリ拙者ニ於テ占有シ來リ候處大正十五年七月十日請求ニ依リ大正十三年五月十日貴下ト右郡富吉トノ停止條件附地上權設定契約ニ基キ右土地ニ付貴下カ地上權者タルコトヲ承認致候也

住所

大正 年 月 日

住所 氏 名 印

住所

氏 名 殿

銀行にては取引銀行の間で一ヶ月に一回又は半期に數回爲替尻勘定表(甲號)を發し貸借關係を示し差引殘高を表はして通知す、是は單純な通知書なるを以て課税外なり。それに對し相手の銀行は直ちに回答書(乙號)を出し間違ひがないと云ふことを通知し、更に半期に一回正式に承認狀(丙號)を發して決算をなす、此の場合には回答書は單純に事實の通知として課税

大正年 月 日
東京市

株式 第一 銀行 御中

何 銀行

(二七) 物品切手

物品の代金を受取り、品物を渡す代りに發行する證書にて、他日客が其の證書を持つて行けば何時でも券面に記載してある數量、價格の品物を渡すことを約するものなり。但し記載金高一圓未滿の物品切手には印紙税を要せざるも金高の記載なきものには印紙税を要す。

(1) 普通商品切手

(記載金高壹圓以上で
印紙税のかゝるもの)

商品切手	第	號
一金拾五圓		
右品代金正ニ御預リ申候御入用之節ハ御望之品ト御引替御渡可申上候也		
東京市芝區琴平町二番地	丙野本	店
東京市芝區愛宕町三ノ一	丙野支	店

(2) 特殊商品切手

(記載金高なきもので
印紙税のかゝるもの)

表紙	甲				
(百回券)					
凍水引換券					
東京市芝區南佐久間町二ノ一八	水問屋	甲野商	店		
電話芝番					
貫水目一	貫水目一	貫水目一	貫水目一	貫水目一	貫水目一

(3) 特殊商品切手

(記載金高壹圓未滿なる故
に印紙税のかゝらぬもの)

表紙

小口商品券

小口商品券

御重寶ナル
小口商品券

乙

證 第 號

一豚肉壹貫匁

右ハ此切手引換ニ現品御渡可申候也

但シ金圓引換之儀ハ御斷申上候

東京市芝區櫻川町一番地

牛豚野獸肉問屋

大正年 月 日

乙女屋本店

電話芝番

(二八) 賣買仕切書

第三章 課稅率

光

仕切書とは問屋が客より「大體或値段で或品物を買るとか買ふとか云ふこと」を託され、實際其の品物を買終るか又は買調へた時に客に其の品名、數量、確定した價格、諸費用を通知し、賣買の終了したことを報告し、兼ねて精算と證明をする書面にして、賣ることを託された場合に發するものを賣仕切と云ひ、買ふことを託された場合に發するものを買仕切と云ひ、買ふことを託された場合に發するものを賣仕切と云ふ。然し實際の用法としては單に問屋の場合ばかりでなく商人が自分の持つてゐる或品物の註文を受けて品物を送る場合に確定値段を通知する書面も亦仕切書の内に入るものとす。仕切書の要件として大切なことは「最初には大體の値段は定つてゐても精確な値段が定つて居らず、仕切書に依て値段が確定すると云ふこと」にして「仕切」と云ふ言葉は「確定する」と云ふ意味に解すべく、賣買價格の外に費用の計算をすることあり、費用も初めには確定して居らざることが多く賣買價格と一緒に仕切られるものなり。處が賣買價格は定つてゐるが費用が確定してゐない場合費用のみが確定したことを通知して精算證明する書面は仕切書にあらず。それから記載金高が十圓未満の仕切書、記載金高のない仕切書、營業者にあらずる者に發する仕切書には印紙税を要せず。

營業者と云ふ言葉は極めて曖昧なるが要するに茲に云ふ營業者とは營業税のかかる營業のみに限らずして賣買した商品は相手方の商品や商品の材料や原料となる時の取引にありては其の相手方が營業者となるものにて、例へば織物製造業者が呉服反物商や織物を販賣する時、又は米屋が辨當屋に米を販賣したる時は呉服反物商や辨當屋は營業者となるものなり。呉服商に米屋が飯米を賣つた時又は酒屋が米屋に飲料の酒類を賣つた場合には其の取引に付ては呉服商や米屋は營業者とならぬものなるが故に此の場合の仕切書たる書面には印紙を貼る必要なきものとす。

斯く云ふと明瞭なるが如きも名前に迷はされると種々の混雜が起るが故に出荷傳票、出荷案内、請求書、送狀等の名を持つてゐるものでも實際の性質が仕切書であることが往々あり。即ち單純に代金を請求するとか荷を積出したことを報告するとか云ふだけのものならば仕切書にあらず。是等のことを通知すると共に賣買の成立したことを通知し、價格を精算し證明するものは名前に拘らず矢張り仕切書とす。

前述したる如く賣買仕切書として印紙を貼るものは標準價格で取引のあつた場合に其の確定價格などを相手方に通知する書面なるが故に、電信、電話又は口頭にて代價の協定をして取引した時とか、店員等が註文者の店舗に来て値段の協定をしたとか、豫め一定の定價表を註

文者に交付し置きて其の定價表の値段で注文して取引した時などの商品に對し發する書面は賣買仕切書として印紙を貼る必要なし。然し憊う云ふ書類には別に(二一九)に述べる商品の賣渡證、物品の賣買に關する證書として印紙を貼らねばならぬ場合あり。

(二一九) 物品又は有價證券の賣買に關する證書

此の項目は改正の結果新に設けられたものなるが故に如何なる證書が之に該當するかと云ふことは未だ實例に乏し。

字句の意義は常識的に判斷するより外なきも賣買當事者の間で作成されたものに限ると解釋することを得。物品と云ふからには土地其の他の不動産や營業權、借家權等の權利は此の中に入らぬこととなり、又電氣や瓦斯の供給契約も包含せざるものと解すべし。

有價證券とは財産權が證書に化體し流通性を持つたものにて公債、社債、株券、約束手形、爲替手形、小切手、倉庫證券、貨物引換證等を指す。此の項目に當嵌るものは賣買契約書を始め、生絲や織物などの先物賣買契約書又は商品の條件付賣買契約書等其の他數へ切れぬほどあり、而も此の項目は「かくかくのもの」と云ふよりも物品や有價證券の賣買に關して作られ、財産權の移轉を證明する證書で仕切書でもなし送狀でもなし、其の他印紙稅額三錢

として掲げられた種々の證書にも該當せぬものを指すのだと解する方が穩當とす。即ち出荷傳票や荷爲替取組通知書等は假令それ等が仕切書でないとしても此の項目に當ると云はねばならぬ。而して之に當る證書でも記載金高が十圓未滿のものや記載金高のないものには印紙稅を要せず。

それで普通見積書とか註文書とか云ふて居るものでも事實上契約書の用を爲す場合には物品の賣買に關する證書として印紙を貼用すべき場合あり。

(1) 停止條件附賣買契約書

東京市京橋區南金六町十五番地

賣主 明治洋行

同 市日本橋區馬喰町三丁目二番地

買主 馬野武兵衛

右當事者間ニ於テ停止條件附賣買ニ付キ左ノ契約ヲ締結ス

一、右賣主明治洋行ハ右買主馬野武兵衛ニ大正十五年七月十日門司港ヲ出帆シタル汽船東

京九ニ積載セル田川炭壹萬噸ヲ賣渡スコトヲ約シ買主馬野武兵衛ハ之レヲ買受ケ賣主明治洋行ニ代金トシテ金拾萬圓ヲ支拂フコトヲ約ス

二、右賣主明治洋行ハ右賣買目的物カ横濱港ニ到着シタル日ノ翌日ヲ以テ同所ニ於テ之レヲ買主馬野武兵衛ニ引渡シ買主馬野武兵衛ハ同時同所ニ於テ代金ヲ賣主明治洋行ニ支拂フヘキモノトス

三、此ノ契約ハ右賣買ノ目的物カ無事横濱港ニ到着スルコトヲ以テ停止條件トシテ目的物カ横濱港ニ到着シタルコトヲ以テ其效力ヲ生スルモノトス
右契約ヲ證スル爲メ此ノ證書ヲ作り各署名捺印シ各一本ヲ保存ス

大正十五年七月一日

賣主 明治洋行
買主 馬野武兵衛

一、見積價格に依り契約の整ふものなる時の證書
見積書

横濱渡代價

一金千八百六拾圓

内 譯		品 名	數 量	單 位	單 價	小 計
		新形卓上電話機	壹臺		三三〇〇〇 <small>円</small>	
		共電式電話機	壹臺		二八〇〇〇〇	
		百回線單式交換器	壹臺		一、二六〇〇〇〇	

右之通りニ御座候間何卒御注文願上候也

大正十五年七月十七日

横濱市南仲通三丁目二番地

第三章 課稅率

東京市芝區三田四國町二十二

東洋電氣株式會社

株式會社 日華洋行 殿

二、 見 積 書

(壹品壹葉ニ限ル)

一金千五百四拾圓也					
品 名	品質及形狀	員 數	單 價	代 價	
共電式電話機		壹臺		二八〇〇〇 <small>円</small>	
單式交換臺		壹臺		一、二六〇〇〇 <small>円</small>	
納 期	註文ノ日ヨリ起算三十日以内				
場 所	納品				新橋驛構内

右ハ御局所定ノ物品賣込人心得書承知ノ上見積候也

大正十五年七月十七日

住 所 東京市芝區三田四國町十番地

某株式會社

見積人 專務取締役 大澤 尙 三

右承諾ノ上御請仕候也

右 同 人

鐵 道 省 御 中

三、 註 文 請 書

京橋銀座渡代價

一金參百貳拾圓也

内 譯					
品 名	數 量	單 位	單 價	小 計	
新形卓上電話機	壹臺		三、一〇〇〇 <small>円</small>		

右之通り御注文被下御請仕候也

東京市芝區三田四國町二十二番地

大正十五年七月十七日

東洋電氣株式會社

第三章 課稅率

全

(三〇) 送状

茲に送状と云ふは運送が運送契約に依て營業的に行はれる場合に、荷送人又は運送人が運送品の品目、數量、原價、運賃、到達地其の他を記載し、運送に關する權利義務を證明する爲めに作成し品物と同時に運送人又は荷受人に向けて發する書面を云ふものなり。

荷送人は商法三三二條に依て運送状を作り之を運送人に交付するものとす。

送り状の餘白とか裏とか貼り紙に運送人が運賃、手数料等を記載することあり、是は送り状の附屬物と見るべきものにて新に送り状を作成したものにあらざる故之には印紙税を要せず、但し其れ自身別の送り状になつてゐる場合は別とす。

記載金高十圓未満の送り状、記載金高のなき送り状、運送契約に依らない送り状には印紙税を要せず。

(参照) 商法第三三二條 荷送人は運送人の請求に因り運送状を交付することを要す。運送

状には左の事項を記載し荷送人々に署名することを要す

- 一、運送品の種類、重量又は容積及び其荷造の種類、個數並に記號
- 二、到達地
- 三、荷受人の氏名又は商號
- 四、運送状の作成地及其の作成年月日

(三一) 受取書

金錢又は物品を引渡した場合に受取つたと云ふことを證據立てる爲めに作成する證書なり。多くの場合には之に依て債權が消滅したことが證明されるものなるが記載金高十圓未満の受取書、金高の記載なき受取書、營業に關係のなき受取書には印紙税を要せず、従つて單に物品を受取つたと云ふだけで其の物品の價格を表示してゐない受取書は印紙税を要せず。

湯屋、理髮業者、病院(醫師が自分で經營せぬもの)は營業と認むるも之に反して醫師、辯護士、看護婦等は營業者でなきものと認むるを相當とす。

次に受取書に付て疑問とされてゐる點に對して左に解説すべし。

(イ) 假受取とか假證とか云ふ名義で出す證書も矢張り正式の受取書と同一なり、假受取を

先に出して置いて本受取を後で出すと云ふ場合には双方印紙税を要す。

き

(ロ) 單純な請求書には印紙税を要せざるが其の請求書に「領收」「相済」等の印を押した場合には其の請求書が受取書に變化するから受取書として印紙を要す。

(ハ) 銀行で預金を受入れた場合に一葉毎に宛名を書いて預金者に發する入金票、入金通知書、當座勘定入金報告書等の名を用いた次のやうな證書は矢張り受取書的一種とす。

No.
入金通知書
某 殿 年 月 日
但 預 金 (何々)
上記金額御入金相成正 = 記帳
致候

(ニ) 次のやうな受取書がよくあるが矢笠しく云へば手形は金錢にあらず。又金高の記載が

あつたとしても時には約束手形や爲替手形は割引されて流通することもあるので、其の記載金高通りの價格あるものとも云ふ能はず。然し是等も矢張り金高の記載ある受取書として現金を受取つた場合と同様に取扱はれ記載額面が十圓以上なるときは印紙を要す。

記
一、金十圓ノ小切手一枚
又ハ
一、金十圓ノ郵便爲替一枚
一、金五十圓ノ爲替手形一枚
一、金百圓ノ約束手形一枚
右何々代トシテ(又ハ商品代
金ノ内へ)正ニ受取候也
年 月 日
何 某 殿 何 某

(ホ) 代金の支拂を受ける場合に振替貯金に振込んで貰つたり、銀行當座預金に振込んで貰つて振込人に受取書を出すことがあり、即ち振込人は郵便局や銀行から受取書を貰つてゐる以上に、代金の受領者からも受取書を貰ふ譯なり。

然し此の場合の二つの受取書の関係はそれ／＼違ふのであつて、一方は郵便局や銀行との関係、一は代金受領者との関係なる故此の方の受取書にも印紙を貼用するものなり。

(ヘ) 當座預金の振込をした者に銀行で當座預金受入副報告書を與へ、振込んだ人は振込まれた人に此の證書を送つて其のことを通知することあり、此の證書も矢張り一種の受取書と看做す。

(ト) 專賣局で煙草や鹽を賣渡す場合には賣渡票を買受人に渡し、買受人が現品を受取つた場合にはそれに賣渡代金又は單價の書いてある書面に領收の印を押すものなるが是も矢張り一種の受取書と認められあり。

(チ) 郵便切手賣捌人が發する切手代金受取書にも印紙の貼用を要す。

(リ) 郵便局に集金を委託する場合には受領證を郵便局に渡し郵便局で支拂人から現金を受取つた場合に其の集金を頼んだ者の作つた受領書に消印して支拂人に渡すものとす、而し

て此の受領書に付ては初め郵便局に頼む時、印紙を貼用し置くを要す。

(ヌ) 小僧や番頭が得意先へ行つた時、金錢を受取つて得意先の到取帳なり通帳に受領の印を押した後になつて店主より「店員某に右金員御渡し被下正に帳消仕候」と云ふやうな通知を出すことあるも此の通知は受取書の複本にあらざるが故に矢張り印紙を貼用するを要す。

(ル) 辯護士及び醫師の發する受取書の中には「營業に關するもの」と云へるやうなものあるも總て印紙を要せず。

(三二) 金高記載なき證書

是は財産權の得喪變動を證明する證書ではあるが金高の記載のないものを云ふ。故に是は斯く斯くのものと同明かに示すことが出来ないもので外の條項に當嵌らないものと云ふ風に消極的に定める方至當。

例へば金高の記載のない物品切手は矢張り物品切手であるとするも金高記載なき證書とは云ひ得ざるなり。

然らば如何なるものが之に屬するかと云へば財産の贈與證書、損害賠償のことを定めた身元

保證書、質契約書、質取引を始める時に包括的に各種の條件を定めた契約、扶養料の事を定めた里子契約書等であつて金額を明示してゐないものが之に該當す。土地建物を抵當として出すことを書いた書面で金高が書いてあれば税率萬分の五のものに當るも若し金高が書いてなければ本號に該當す。又自分の有價證券を他人に貸し債權の擔保として提供することを承諾した證書は、金高が書いてあれば承認に關する證書となるも金高が書いてなければ本號に該當するものとす。

(1) 身元保證書

一、入學者

岐阜縣八幡郡上有知町字北方十八番戶

平民戶主木村太一長男

木村吉一

明治四十四年三月十日生

右ノ者今回御校入學許可相成候ニ付テハ拙者ニ於テ同人ノ身元確實ナルコト及品行方正ナ

ルコトヲ保證致候然ル上ハ入學中ニ於テ本人カ故意又ハ過失ニ因リ校舍窓硝子、什器ニ損害ヲ加ヘタルトキノ損害ハ拙者ニ於テ賠償可仕ハ勿論其他校則ニ對シ違背セシ際ハ何時ニテモ校則ニ依リ御處分相成候トモ異存無之候保證書依而如件

保證人

大正十五年七月十二日

東京市芝區琴平町十二番地

官吏 渡邊 鶴吉

明治十八年五月十日

明治大學總長 殿

(2) 質契約之證

自今拙者貴店ト動産質取引ヲ爲スニ付左ノ通り契約致候事

○質物ハ拙者ニ於テ隨意ニ處分ヲ爲スノ權利ヲ有スル物ノ外ハ決シテ入質セサル事。○質物ノ撰選ハ貴店ノ隨意タル事。○質物流期ハ質入ノ月ヨリ起算シ四ヶ月トス但シ書籍時計諸道具嵩張物ハ三ヶ月限リノ事。○流期ヲ過ルトキハ其質物ハ貴殿ノ所有ニ歸シ候ニ付何

等ノ通知ナク相流候共異議ナキ者トス。○貴殿營業上金融ノ都合ニ依リ拙者入質物ヲ他へ轉質セラルルモ異議ナキ者トス。○質物カ水火盜難其他不可抗力ニ由リ消滅又ハ毀損シタルトキノ損害ハ決シテ要求セス若シ又轉質中又ハ貴店ノ都合ニ依リ他へ預ケ中前文ノ場合又同シ。○質物鼠蟲喰斑痕黴生變色等ハ拙者ノ損失ト爲スヘシ。

(以下省略)

右之條件契約スル事相違無之且ツ何ケ年タリトモ此證書ヲ以テ取引スヘク亦保證人ハ連帶シテ保證義務負擔スヘシ依テ調印ス

本籍 愛知縣葉栗郡木曾川字木曾川一二番地
現住所 東京市麻布區谷町一八番地

大正十五年七月十二日

質入主 畑野三平
紹介人 北島源六
保證人 中島末吉

高橋延吉殿

(3) 契約證

一 里子原籍

東京府荏原郡品川町二日五丁目市五十二番地

平民戶主 鶴岡正一
長女 みつ

一 左記兩名ハ里子契約ノ當事者トナリ相互ニ以下條項ヲ履行スルモノトス

一 預ケ人預リ人ハ本契約後如何ナル事情アリテモ里子保育ニ影響アル契約ノ不履行ヲ爲サルコト

但シ預ケ人扶養料ノ停滯又ハ預リ人里子養育ノ不可能ヲ理由トスル破約ノ申入レハ此限リニ在ラス

一 約束期日迄ニ扶養料ノ支拂致難トキ又ハ預リ人ノ都合ニヨリ里子養育ヲ止メントスルトキハ前以テ相手方ニ通知シ契約ノ變更ヲ示談スルコト

一 本契約ニ對シ破約ノ申入レヲナシ又ハ破約ニ重大ナル原因ヲ與ヘ破約ノ餘儀ナキニ致ラシメタル當事者ハ善意ノ相手方ニ對シ相當損害ノ賠償若シクハ其義務ヲ盡スヘキコト

一 扶養料ハ毎年一回下名ニ於テ一ヶ月前現金拾圓ト定メ毎月二十五日迄ニ別紙通帳ニ依

リ受拂ヲ終了スルコト

- 一 契約ノ變更又ハ破約ノ申入レニヨル扶養料ノ計算ヲナス時ハ日割ニテ之ヲナス
- 一 本契約ハ三通ヲ作成シ一ツヲ預ケ人一ツヲ預リ人ニ於テ保存シ尙一通ハ紹介者ニ於テ保存ス

契約ノ解除ヲナシタルトキハ此證書ヲ無効トス

大正十五年五月十日

東京府荏原郡品川町二日五丁目五十三番地

預ケ人住所氏名印 鶴岡正一

同 府同 郡大崎町居木橋十五番地

預リ人住所氏名印 戸村兼吉

東京芝區田村町二十五番地

紹介者 由田吉五郎

(4) 被雇人身元保證書

原籍氏名	奈良縣甲賀郡水汲村大字汲水一八番地	
生年月日	三村幸吉三男	三村恒吉 當二十八歲
現住所	東京市芝區櫻川町十八番地	小島吉藏方
雇主住所氏名	東京市芝區田村町二十一番地	小室春吉
雇傭種別及給額	(番頭)	給額金貳拾圓

前記之者被雇人希望ニ依リ拙者身元ヲ保證シ紹介周旋ヲ依頼致シ候處確實也然ル上ハ雇傭中ニ關シ本人ノ故意又ハ過失ニ因リ損害ヲ加ヘタルトキハ一切拙者ニ於テ其損害ハ賠償ノ責ニ任スルハ勿論保證ノ義務ヲ履行シ貴殿ニ聊カ御迷惑相掛ケ間敷依頼書仍而如件

大正十五年七月十二日

東京市芝區櫻川町十八番地

小島吉藏

小室春吉殿

(三) 擔保品差入證書及擔保品預證書

第三章二課稅率

擔保品と云ふのは債權の擔保として提供する物品のことにして擔保品を提供した債務者の方から債權者に差出す證書を擔保品差入證書と云ひ、之を受けた債權者が債務者に對して發する證書を擔保品預證書と云ふ。單に擔保品と云ふも有價證券をも含むものと解せられてゐる不動産を擔保としたる場合の證書は後に述べる萬分の五の稅率に依るものに屬し敷金の預證は擔保品預證でないこと前に述べた通りである。

主たる債務に關する證書に擔保のことを記載することあるも此の場合に於ては主たる債務證書に印紙を貼用すればよいので擔保品差入證には預證書として別に印紙を貼用する必要なきは勿論なり。

酒造納稅保證物に金錢又は有價證券を目的としたる如き場合は本號に該當するものとす。

(1) 擔保品差入證書

一、株式會社東京株式取引所株券

壹千株

右者大正十二年一月十日伊藤勇平ヨリ振出シタル第一銀行爲替手形金拾萬圓其他拙者ニ於テ現在及將來貴行ニ對シ負擔スル各債務ノ支拂擔保トシテ差入候ニ付テハ期限ニ至リ支拂

相滞リ候節ハ拙者ニ何等ノ通告ヲ要セスシテ右擔保品任意御處分ノ上其代金ヲ以テ元利其他ノ損害金御決算相成度若不足相立候ハ、直ニ追償可致候期限中擔保品ノ價格下落シ若クハ其他ノ故障等相生シ貴行ニ於テ價格不足ト御認相成候トキハ御請求ニ從ヒ何時ニテモ代擔保差入或ハ増擔保ヲ差入可申萬一右差入相怠リ候節ハ期限ニ拘ラス前同様擔保品御處分相成候共不苦候又右手形關係消滅前貴行ノ御承諾ヲ經テ擔保品ノ一部或ハ全部ヲ他ノ物件ト御引換相願候コトアルトキハ其物件ニ付テモ前書ノ通り御取扱被下度若シ右ノ場合擔保品ニ代ヘテ之ニ相當スル保證金ヲ差入候トキハ滿期ニ至リ何等ノ御催告ヲ要セス手形金額ト相殺御決算被成下度爲後日擔保品差入證仍テ如件

大正十五年七月十八日

東京芝區南佐久間町二ノ一

梶 一郎

株式會社 伊藤銀行御中

(3) 擔保品預リ證

- 一 官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿
- 二 官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿
- 三 國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書
- 四 慈善又ハ公共事業ノ爲ニスル寄附ニ關シ官廳又ハ公署ニ提出スル證書
- 五 小切手
- 六 産業組合、産業組合聯合會又ハ住宅組合ノ發スル出資證券ニシテ其ノ記載金高十圓未滿ノモノ又ハ金高記載ナキモノ
- 七 記載金高十圓未滿ノ約束手形及爲替手形
- 八 記載金高十圓未滿ノ積金證書及銀行預金證書
- 九 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高十圓未滿ノモノ

- 十 記載金高一圓未滿ノ物品切手
- 十一 記載金高十圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ非營業者ニ發スル賣買仕切書
- 十二 物品又ハ有價證券ノ賣買ニ關スル證書ニシテ其ノ記載金高十圓未滿ノモノ又ハ金高記載ナキモノ
- 十三 記載金高十圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ運送契約ニ依ラサル送狀
- 十四 記載金高十圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書
- 十五 主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書
- 十六 手形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書
- 十七 株券又ハ債券ニ記載シタル讓渡ノ證明書
- 十八 手形ノ引受及保證

十九 手形又ハ證券ノ拒絶證書

二十 手形又ハ證券ノ複本及謄本

本條は印紙税法上課税外と爲すべき證書、帳簿を規定せるものなり。納税義務者にありては課税物件と課税外の物件とを區別して印紙貼用の要否を決するの必要あり而して假令課税外の證書、帳簿に對し印紙を貼用したりとするも之が返還を求むるの途なく反之印紙の貼用を要する證書、帳簿に對して相當印紙を貼用せざるときは假令錯誤に出でたる場合と雖も法第十一條に問擬せられ脱税高の二十倍に相當する科料又は罰金を納付せざるべからず從て課税外に屬する證書、帳簿の何たるやを研究するの必要を生ず、以下項を分ちて課税外の證書帳簿を説明すべし

官廳又は公署より發する證書帳簿

(一) 官廳又は公署より發する證書、帳簿

官廳とは國家の委任により國家の事務を處理し且つ其の意思を決定するの權限を有する機關なり故に官廳は人格を有せず而して官廳は一人又は數人を以て組織せられ一人を以て組織する官廳を單獨制の官廳と稱す例へば稅務署、稅務監督局の如し數人を以て組織する官廳は合議制の官廳と稱す例へば地方裁判所、控訴院、大審院等の裁判所の如し。

公署とは官廳に對するものにして地方公共團體の事務を處理する機關を謂ふ例へば市町村及水利組合の如き之なり。

農會法に依る市町村農會及其の他の農會並に商業會議所は印紙税法に所謂公署に該當するや否やに付明治三十九年六月大藏省省議決定あり即ち印紙税法に所謂公署とは特定の意義ある義にして市町村其の他之に準すべき公共團體を指稱するものなり從て假令公法人と雖も農會又は商業會議所の如きは該公署に該當せざるを以て農會より發する證書、帳簿には印紙の貼用を要す。

次に郵便官署に於て公衆より集金郵便の委託を受け支拂人より現金の取立を爲すに當り別に受領證を作成することなく便宜委託者の提出に係る受領證に郵便日附印及取扱者の印を押捺し當該郵便官署に於て現金受領の證として支拂人に交付するものは官署より發する證書なりとして本號により課税外に措くべしとの説と反對に課税すべしとの二説あり。

然れども郵便日附印及取扱者の印を押捺し現金受領の證として支拂人に交付するものなるの故を以て直に本號に該當する證書なりとし課税外に措くべしと説くは當らず何となれば右郵便官署は單に委託者の委託事務即ち集金事務を處理するに過ぎざるものなるに支拂人に交付した

官廳又は公署に職を奉ずる者の職務上發する證書帳簿

る證書は委託者の作成に係るものなればなり依て後説を正當とす而して之が納税時期は郵便官署に委託したる時とす大藏省議決定亦然り。

(二) 官廳又は公署に職を奉ずる者の職務上發する證書、帳簿
官廳及公署の意義は前述の如し、之等官署又は公署に奉職する者の職務上發する證書、帳簿に對しては印紙税を課せず。

官廳又は公署より發する證書、帳簿と官廳又は公署に奉職する者の發する證書、帳簿とは實際に於て區別し難き場合往々ありと雖も要するに獨立機關たる官公吏が發する證書、帳簿は前者に該當し其の補助機關例へば稅務署長に非ざる稅務署屬、縣屬等の發する證書、帳簿は後者即ち本節に該當するものと解す而して免除せらるゝ證書、帳簿は官公署奉職者の職務上發するものに限るを以て職務外の證書、帳簿なるときは本項に該當せざること勿論なり。

國庫金の取扱に關し發する證書

(三) 國庫金の取扱に關し發する證書
國庫金の取扱に付ては大正十年四月七日法律第四十二號會計法第五條に「政府は日本銀行をして國庫金出納の事務を取扱はしむ」とありて國庫金は日本銀行の本店、支店及代理店、出張所等に於て取扱ふものなり然れども印紙税法に所謂國庫金の取扱とは斯る狹義のものにあらず

して苟も國庫金なる以上は日本銀行以外の銀行に於て取扱ふ場合に於ても亦課税外となすべきものなり例へば公債の募集の際に於て私立銀行の取扱ひたる國庫金の如き之なり。

慈善又は公共事業の爲に附する證書
慈善又は公共事業の爲に附する證書
慈善又は公共事業の爲に附する證書
慈善又は公共事業の爲に附する證書

(四) 慈善又は公共事業の爲にする寄附に關し官廳又は公署に提出する證書
慈善又は公共事業に金圓を寄附するは人性の美にして大に獎勵すべきものなり、故に斯る申出に對しては印紙税を課すべきものにあらずとの主旨に出でたるものなるべし。

(五) 小切手
小切手とは振出人が第三者をして一定の金額を支拂はしむることを約する手形にして其の性質頗る爲替手形と類似するも其の經濟上の效用に至りては兩者の間大なる徑庭あり即ち爲替手形は信用の具として金融の爲に利用せらるゝも小切手は單純なる支拂の用として金銭代用の具に供せらるゝものとす即ち振出人が自から金銭の受授を爲すの危險と煩累とを避くる爲銀行をして代りて其の受授を爲さしむるの目的を以て小切手を用ふるものなり而して小切手は總て一覽拂とす(商法五三二條)

小切手様式

第一號

小切手

一金何圓也

右金額東京市に於て甲野乙太郎殿（又は其の指圖人若は此小切手持參人）に御支拂可被成候也

大正何年何月何日

東京市

乙野甲太郎

東京市

株式會社第一銀行殿

裏面記載は前に説明

せる爲替手形約束手

形と同一なるを以て

省略す

何故に爲替手形、約束手形に課税を爲し小切手を課税外に置きたるが惟ふに小切手は商業取引及一般銀行界に於て支拂の具として最も頻繁に行使せらるるものなるを以て若し之に課税するときは音に迷惑を感じるのみならず經濟社界に於ける信用取引を阻害すること大なるを慮りたる結果ならむ。

産業組合
住宅組合
出資証券

記載金額
記載金額
記載金額

記載金額
記載金額
記載金額

記載金額
記載金額
記載金額

(六) 産業組合、産業組合聯合會又は住宅組合の發する出資證券にして其記載金額十圓未満のもの又は金高記載なきもの

産業組合又は住宅組合の發する出資證券に對しては金一錢の定額税を課し産業組合聯合會の發する出資證券に付ては金三錢の定額税を課することは第三章第二節に於て既に説明したる所なり而して此等の出資證券にして記載金額なき場合は勿論若し記載金額ありと雖も十圓未満なるときは共に印紙税を課せざるものとす何故に十圓未満の出資證券に對し非課税となしたるか思ふに斯る少額の出資證券は其の擔税力に乏きのみならず一種の社會政策上の見地より之を非課税と爲したるものと解するを正しとす。(大五十二年三月法律第十二號ニテ追加)

(七) 記載金額十圓未満の約束手形及爲替手形

約束手形及爲替手形の性質其他要式に付ては第三章に於て既に述べたる所なり而して若し約束手形及爲替手形にして記載金額十圓未満なる場合は特に課税外として取扱ひたるものなり。

(八) 記載金額十圓未満の積金證書及銀行預金證書

茲に所謂積金證書とは第三章第二節に於て説明したる貯蓄銀行法第一條の積金證書を指すも

のなり而して此の證書に付ては改正法が金一錢の定額税を課することを定めたるも其の積立證書にて記載金高十圓未滿なるときは之を課税外に措きたるものなり又銀行預金證書とは第三章第二節に於て説明したる證書を指すものにして之亦記載金高十圓未滿なる場合に印紙税を課せざるものとす。(大正十二年三月法律第十二號ニテ追加)

産業組合又は産業組合の貯金證書に於て記載したる貯金高十圓未滿のもの

(九) 産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書にして其の記載金高十圓未滿のもの
産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書に對しては金三錢の定額税を課すべきものなることは既に第三章第二節に於て之を述べたり而して其の證書にして記載金高十圓未滿なるときは之を課税外に措きたるものとす唯茲に一言注意すべきは課税外に措きたるものは貯金證書に限るものにして貯金通帳なるときは假令十圓未滿の記入なるときと雖も之に課税すべきものなること之なり。(大正十二年三月法律第十二號ニテ追加)

記載金高一圓未滿の物品切手

(一〇) 記載金高一圓未滿の物品切手
物品切手の性質及效用は前に述べたるが如し而して假令物品切手なりと雖も金高一圓未滿なるときは課税外とす。

記載金高十圓未滿

(一一) 記載金高十圓未滿若は金高記載なき又は非營業者に發する賣買仕切書

若は金高記載なき又は非營業者に發する賣買仕切書

賣買仕切書にして課税外のもの

- (一) 非營業者に對して發するもの。
- (二) 營業者に對して發する仕切書なるも金高十圓未滿のもの。
- (三) 營業者に對して發する仕切書にして金高記載なきもの。

非營業者とは營業者に對する語にして直接消費者に對するの觀念なり而して吾人が家庭用の衣服を購入したる場合に呉服商より交付する仕切書に對しては印紙税の納付を要せざるは疑なき所なり只研究を要するは營業者が其の營業品以外の物品を購入する場合例へば呉服商に於て店舗を改築せむが爲め金物を購入したる際に交付を受くる仕切書には印紙税の納付を要するや疑の存する所なり何となれば商法第二百六十五條第二項に「商人の行爲は其の營業の爲にするものと推定す」とありて學者之を附屬的商行爲の推定と稱し商人の行爲は總て商行爲なりとせり此點より考ふるときは例示の如き場合も商行爲と看做さるゝを以て其の者に對して發する仕切書には印紙税を納付せざるべからざるが如きも法文に「非營業者に發する仕切書」とありて營業者の營業品に對するの例外を規定し直接消費者に對して發する仕切書を課税外に措きたるの主旨より推考するときは例示の如き場合は之を非營業者に發する仕切書として課税外に措く

有價証券の買入に關する證明書
の記載なきもの又は金高記
載なきもの

べきものと解するを可とす。

(一一) 物品又は有價証券の買入に關する證書にして其の記載金高十圓未満のもの又は金高記
載なきもの

物品又は有價証券の買入に關する證書に金三錢の定額税を課することは大正十二年三月法律
第十二號に於て新に之を加へたるものなり而して此等の證書と雖も其の記載金高十圓未満なる
とき又は全然金高の記載なき場合に於ては之を課税外として取扱ふべきものとす。

(大正十二年三月法律
第十二號ニテ追加)

(一二) 記載金高十圓未満若は金高記載なき又は運送契約に依らざる送狀

運送契約及送狀の性質並效力に付ては本編第三章第二節に於て説明したるが如し而して課税
外として取扱ふ送狀は

(一) 運送契約に依らざるもの。

(二) 運送契約に依るも記載金高十圓未満のもの。

(三) 運送契約に依るも記載金高なきもの。

運送契約に依らざる送狀とは會社商店等に於て自己の雇人又は日傭人の如き者として商品其

記載金高十圓未満若は金高記載なき又は運送契約に依らざる送狀

記載金高十圓未満若は金高記載なき又は營業に關する取書

他の物品を送付せしむる場合に其の品名等を記載して送付の貨物に添付する送狀の類を指す
ものにして記載金高の如何を問はず課税外に措く只注意すべきは假令運送契約に依らざる送狀
と雖も若し其書面が代價の標準を定めて爲したる商品に付其確定代價を表示して決算を證明す
る爲作成せられたるものなる以上は送狀として課税外に措くべきも賣買仕切書として課税せざ
るべからざること勿論なりとす故に検査の際は充分此點に留意しよく其の證書の内容に付き調
査する必要あり又運送契約に依る送狀なりと雖も金高記載なき以上は如何に價格の高き貨物
なりとて印紙税を納付するの必要なし、然るに實際検査に當りては此等の送狀に對し納税しあ
るを目撃す是れ全く無益のことにして假令課税外の送狀に納税したりとて還付の途なきことは
屢々述べたる如し故に納税者は充分に注意するの必要あり。

(一四) 記載金高十圓未満若は金高記載なき又は營業に關せざる受取書

課税外の受取書は

(一) 營業に關せざるもの。

(二) 營業に關するものなるも金高十圓未満のもの。

(三) 營業に關するものなるも金高記載なきもの。